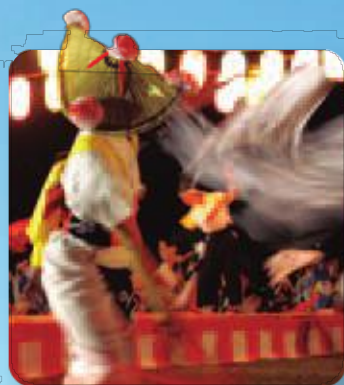
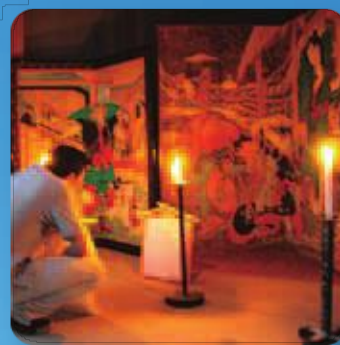


美しい水と緑と風に包まれ、元気で豊かに光るまち。



香



南



市

第1次香南市振興計画後期基本計画

平成24～28年度(2012～2016)

香 南 市

ご あ い さ つ

旧5町村が合併し、7年目を迎えました。

豊かな自然と歴史や文化、子どもたちの健やかな成長、市民の元気はもちろんのこと、目指すべき目標がなければ、まちの発展は望めません。

例えば「どのくらいの人口規模のまちにするのか」「どのような特徴を持ったまちにするのか」などの計画によって香南市の将来像が決まります。

計画を実行に移すためには、地域の実情に合ったものでなければなりません。後期計画では、見直しが必要になったところ、新たに取り組まなければいけないことなど、前期計画で取り組んできたことを、より精査しました。

まちづくりは行政だけが行うものではありません。市民の皆さまとの連携・協調があつてこそ成し得ることができるものです。

今回、策定した「香南市振興計画後期計画」は、職員のグループワークを経て、香南市振興計画審議会での審議やパブリックコメントを受け、市民の皆さまの意見を反映させていただきました。

合併当初に定めた将来像、「美しい水と緑と風に包まれ、元気で豊かに光るまち」を再認識し、これからも住み続けたいと思える「香南市」を目指し取り組んでまいります。

豊かなまちを実現するために市民の皆さまの協力をお願いします。

最後に、本計画策定にあたり、ご尽力いただきました香南市振興計画審議会委員をはじめ、ご協力いただきました皆さまに心からお礼申し上げます。

香南市長 仙頭 義寛



第1部 はじめに	5
第1章 計画策定の趣旨と目的	6
第2章 計画の性格と構成	6
第3章 各分野別計画との関係	7
第4章 香南市の特性	8
【1】位置・地勢・気候	8
【2】歴史・文化	8
【3】人口・世帯	9
【4】産業	10
【5】観光	14
【6】公共施設の状況	14
第2部 基本構想	15
第1章 まちづくりの基本理念	16
第2章 将来のまちの姿	16
第3章 主要指標の目標	17
第4章 まちづくりの基本目標	18
【1】環境と調和のとれたまちづくり	18
【2】産業の振興と多彩で魅力ある働く場づくり	18
【3】いきいき健やか人に優しいまちづくり	19
【4】安心安全で快適なまちづくり	20
【5】豊かな心を育むひとづくり	21
【6】楽しくにぎやかに交流するまちづくり	22
【7】自律した協働のまちづくり	22
第5章 施策の大綱	23
第3部 基本計画	27
第1章 環境と調和のとれたまちづくり	28
【1】森林環境の保全と活用	28
【2】河川環境の保全と活用	29
【3】海浜環境の保全と活用	30
【4】環境に優しい社会へ	31
第2章 産業の振興と多彩で魅力のある働く場づくり	32
【5】農林業の振興	32
【6】水産業の振興	34
【7】商工業の振興	35
【8】観光のまちの育成	37
【9】雇用促進対策	39

第3章	いきいき健やか人に優しいまちづくり	40
	【10】子育て支援・環境の充実	40
	【11】健康づくりの推進	42
	【12】高齢者福祉の充実	44
	【13】障害者福祉の充実	45
	【14】地域福祉の充実	46
	【15】社会保障の充実	47
第4章	安心安全で快適なまちづくり	48
	【16】南海地震対策の充実	48
	【17】消防・防災の充実	50
	【18】交通安全対策・防犯活動の推進	52
	【19】道路の整備	53
	【20】公共交通の充実	54
	【21】都市景観・住環境の整備	55
	【22】上・下水道の整備	56
	【23】土地利用対策の推進	57
	【24】情報化社会への対応	58
第5章	豊かな心を育むひとづくり	59
	【25】生きる力を育む教育の充実	59
	【26】青少年健全育成の推進	61
	【27】生涯学習の充実	62
	【28】生涯スポーツの推進	63
	【29】歴史・文化資源の継承と地域文化の育成	64
	【30】人権尊重のまちづくりの推進	65
	【31】男女共同参画社会の推進	66
第6章	楽しくにぎやかに交流するまちづくり	68
	【32】楽しい地域間・世代間交流の推進	68
	【33】にぎやかに交流するまちづくり	69
第7章	自律した協働のまちづくり	71
	【34】市民と行政の協働によるまちづくりの推進	71
	【35】市民自治の推進	73
	【36】安心して暮らせる中山間地域への対策	74
	【37】健全で行財政効率の高いまちの運営	76

第1部 はじめに

計画期間：平成24年度～平成28年度

第1章	計画策定の趣旨と目的	6
第2章	計画の性格と構成	6
第3章	各分野別計画との関係	7
第4章	香南市の特性	8



第1章 計画策定の趣旨と目的

香南市は、平成18年3月に赤岡町、香我美町、野市町、夜須町および吉川村の5町村の合併により、新市として誕生しました。

合併後、香南市が新市建設のマスタープランとしてきた「香南5町村まちづくり計画」は、合併前に実施した合併説明会や地域懇談会などでの意見やアンケートで得られた、住民の意向を反映するように、新市建設計画策定委員会において協議を重ねて策定されたもので、新しいまちの速やかな一体化と、魅力あるまちづくりの方向を定めています。

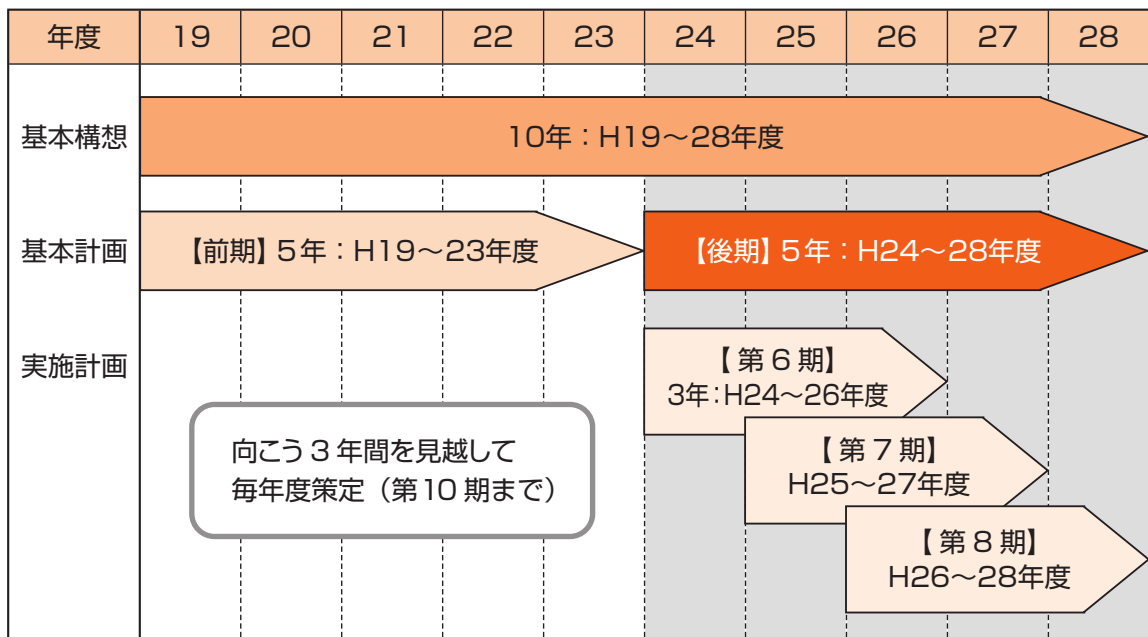
「第1次香南市振興計画」は、この「まちづくり計画」の内容とその根拠となっている住民の課題認識や意向を基本として、これからの香南市に必要な政策・施策を明確にするものです。また、同時に今後さらに厳しさを増す地方行財政を取り巻く現状に基づき、持続可能な市政運営を実現していくためのまちづくりの指針となるものです。

第2章 計画の性格と構成

① 構成と期間

この計画は、基本構想および基本計画で構成されます。今回、平成24年度から28年度の後期基本計画を策定しました。

● 第1次香南市振興計画



◆基本構想：10年◆ H19～28年度	香南市の展望と将来像を示す中長期的な計画で、「まちづくりの基本理念」「将来のまちの姿」「まちづくりの基本目標」を定めます。計画期間は10年です。
◆基本計画：5年◆ 前期：H19～23年度 後期：H24～28年度	「基本構想」に定められた施策を体系的に示すとともに、その内容を明らかにした市政の基本的な計画です。「施策*1大綱*2」に基づき、それを実現するための「主な施策」を定めます。計画期間は10年とし、前期5年、後期5年に分けます。
◆実施計画：3年◆ 第6期：H24～26年度 第7期：H25～27年度 第8期：H26～28年度	「基本計画」に定められた施策を具体的な事業で示し、その内容を明らかにする計画です。施策の進み具合や財政状況、国や県の施策の動向などを総合的に考え合わせ、事業計画として毎年度策定します。計画期間は3年です。

② まちづくり指標の設定

本計画では、それぞれの施策に対して「まちづくり指標」を設定し、「現状の数値（平成22年）」と「目指す目標値（平成28年）」を示しています。

これにより、成果を重視した効率的な行政が進められ、また、取り組みの成果に対しての確認および継続への検証が期待できます。

「まちづくり指標」設定のねらいは、次のとおりです。

【ねらい】

・効率的に計画を進める

取り組んだ事業について、行政評価制度等を活用し、整理・合理化するとともに、手法等の見直しを図ります。また、どれだけ成果があったかを確認していきます。

・成果を重視して計画を進める

目指す目標値を数値や矢印で示し、達成度を検証しています。

第3章 各分野別計画との関係

現在、市政の各分野においても、それぞれの行政課題に応じて、目指すべき方向や事業体系を示し、事業の計画的な実施を図るため、各種の個別計画を策定しています。

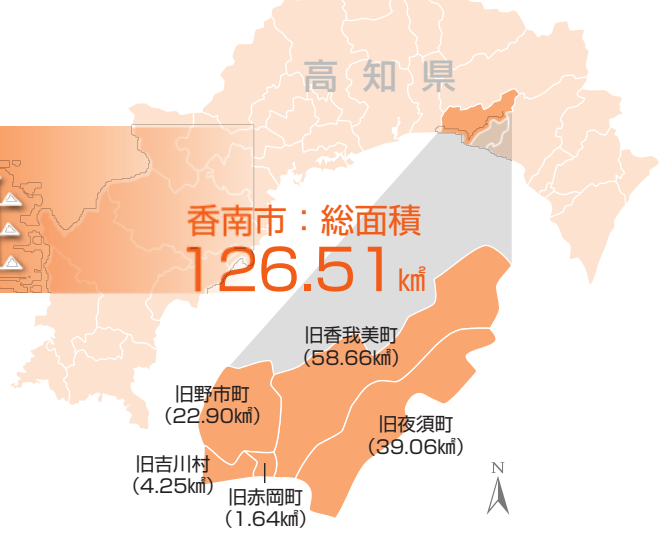
これらは、法令上の位置づけや策定の趣旨の違いなどにより、その期間や表現などはさまざまですが、振興計画の各分野における内容を補完し、具体化していくものとして位置づけ、きめ細かな調整を図ることとします。

用語解説

*1 施策…対策を立てて、それを実地に行うこと。政治などを行うに際して実地にとる策。

*2 大綱…あることからの根本となるもの。大づかみにとらえた内容。

第4章 香南市の特性



1 位置・地勢・気候

◆位置・地勢

香南市は、県都高知市の東部約17kmに位置します。市域の東西は約20km、南北は約15kmの広さを持ち、面積126.51km²のまちです。

市の南部地域は、太平洋に面する自然豊かな景観の海岸部と肥よくな平野部が東西に広がり、中部地域は低山が連なる中に里山環境が広がっています。

また、北部地域は標高300～600mの四国山地の一部を構成しており、これらの山々を源流とする物部川など、水と緑が豊かな地域です。

◆気候

香南市は、南海型の気候区分に属し、温暖な気候に加え、年間降水量は、県内でも少ない地域となっています。

地目	面積(km ²)	割合(%)
農用地	19.77	15.6
森林	72.25	57.1
原野	0.00	0.0
水面・河川・水路	5.79	4.6
道路	5.16	4.1
宅地	6.59	5.2
その他	16.95	13.4
計	126.51	100.0

資料：H21土地利用現況把握調査(高知県用地対策課)
H21国土地理院

2 歴史・文化

香南市は、古代から中世にかけて荘園化が進み、近世では、野中兼山により野市で新田開発が行われ農業が発展してきました。

近世以降、赤岡では交通の要所として商業が栄え、近年まで周辺地域の産業・交易の中心地としてにぎわいました。

先人たちが培ってきた歴史・文化は、現在も脈々と受け継がれており、多数の史跡・建造物などの文化財が保護され、国・県の指定を受けています。

また、絵師・金蔵の作品が並ぶ土佐赤岡絵金祭り、香南市手結盆踊りなどは特色のある伝統行事として親しまれ、県内外から多くの人々が訪れるイベントに発展しています。

◆国・県指定文化財

	種別	香我美地区	野市地区	夜須地区	赤岡地区
国指定(登録)	天然記念物	天神の大杉			
	史跡 建造物	安岡家住宅			
	工芸・絵画 古文書など	木造十一面観音立像	木造大日如来坐像		
		木造大日如来坐像	金剛界 胎蔵界 木造聖観音立像 兎田八幡宮の絵画銅剣		
県指定	史跡・建造物		紀夏井邸跡		
			宝鏡寺(香宗我部菩提寺)跡		
	工芸・絵画 古文書など	刀 銘豊永虎左行秀	太刀 銘筑州住左行灯秀	刀 銘左行秀(花押)	赤岡町土佐 芝居絵屏風 (23隻)
		木造地藏菩薩坐像		長谷寺梵鐘	
		山川阿弥陀堂の地藏板碑		木造薬師如来坐像	
		日本刀 銘於東武士州住左行秀			
	その他	木造地藏菩薩立像			
		山北の棒踊り		手結のつんつく踊り	
		若一王子宮獅子舞		手結盆踊り	

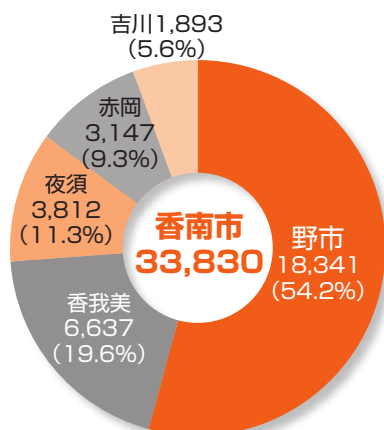
3 人口・世帯

平成22年の国勢調査によると、香南市の人口は33,830人となっています。

人口・世帯数の推移は、平成17年と平成22年を比較すると、人口で0.8%の増加、世帯数で2.6%の増加となっており、県内唯一の増加を示しています。

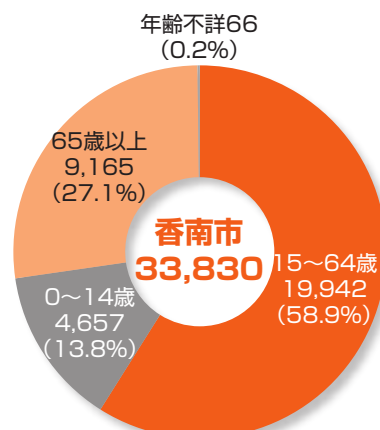
また、平成22年の年齢別人口は、平成2年(20年前)に比べて、0～14歳人口は660人減少、一方で65歳以上人口は3,427人増加となっており、少子高齢化が進行しています。

◆人口 単位(人口:人 構成比:%)



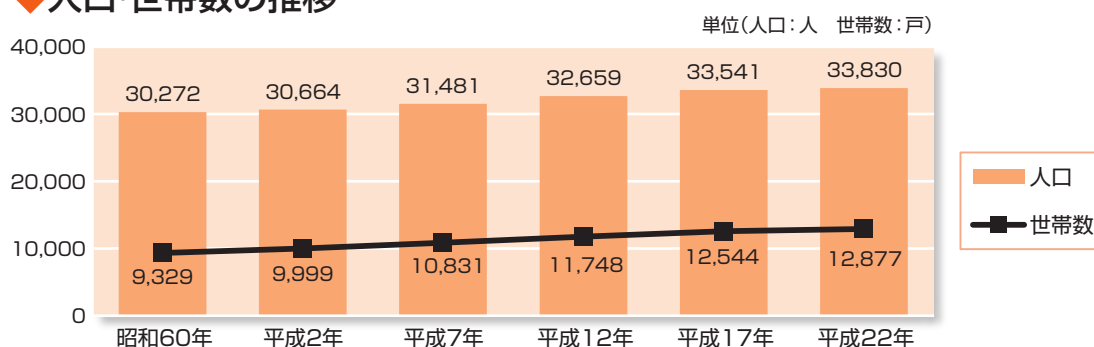
資料：平成22年国勢調査

◆年齢別人口 単位(人口:人 構成比:%)



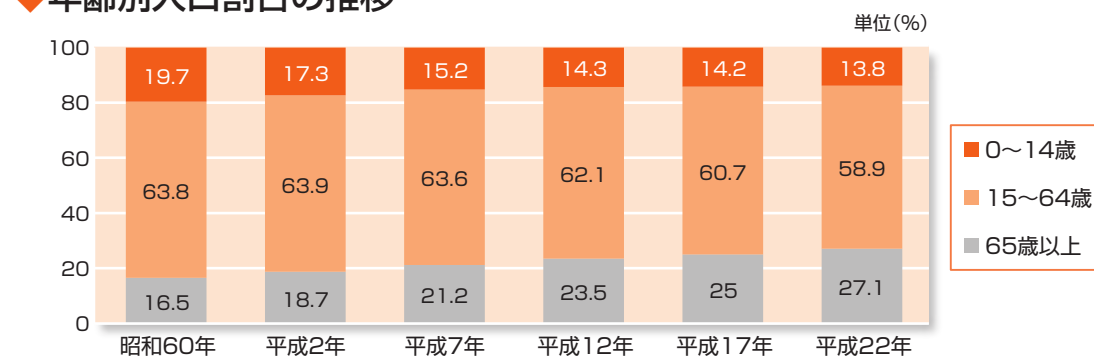
資料：平成22年国勢調査

◆人口・世帯数の推移



資料：国勢調査

◆年齢別人口割合の推移



資料：国勢調査

※比率は、総人口に対する各年齢別人口の比率。総人口に年齢不詳を含んでいるため、比率の合計が100%にならないものもあります。

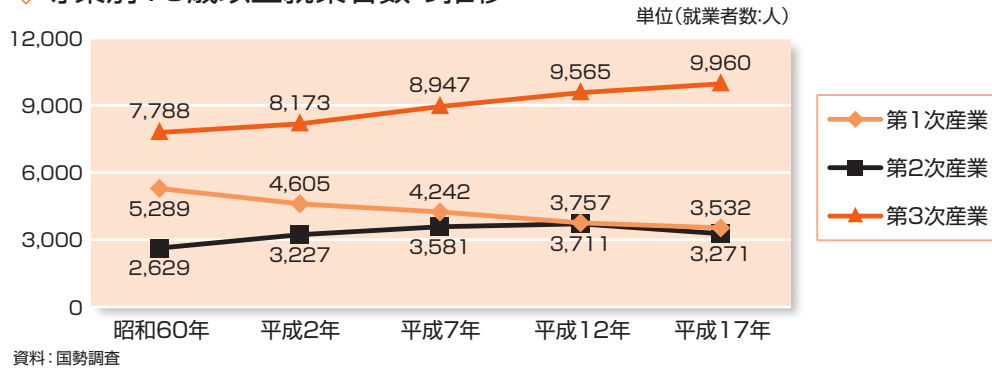
4 産業

◆産業全体の状況

香南市の15歳以上の就業者数は、平成12年から平成17年の5年間に、1.6%の減少となっています。

産業別には、第1次・第2次産業が減少し、第3次産業が増加しています。

◇専業別15歳以上就業者数の推移



事業所数・従業者数では、卸売・小売業、飲食店が最も多く、全体の半数を占めています。

また、従業者数の割合は、県全体と比較して、製造業や卸売・小売業、飲食店・宿泊業では高く、農林漁業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業などではやや低くなっています。

◇産業別就業者の推移

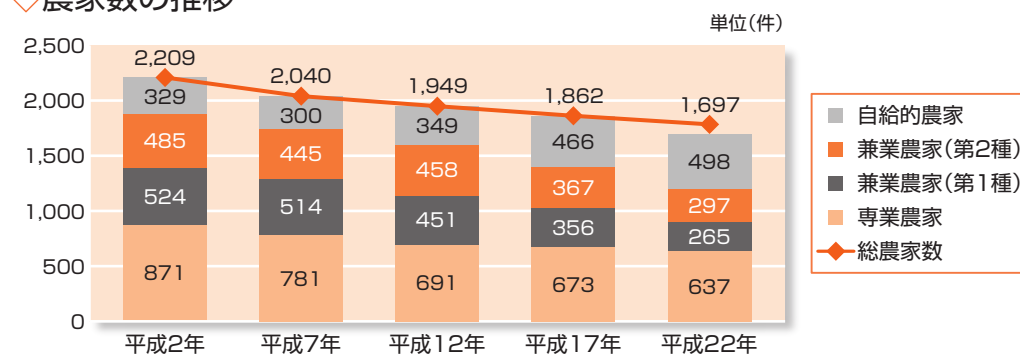
産業		事業所数				就業者数			
		香南市	構成比	高知県	構成比	香南市	構成比	高知県	構成比
第1次	農林漁業	6	0.46	237	0.57	62	0.62	2,858	0.93
第2次	鉱業	3	0.23	45	0.1	27	0.27	611	0.2
	建設業	117	8.99	3,937	9.49	641	6.4	27,340	8.9
	製造業	91	6.99	2,529	6.1	1,648	16.47	31,349	10.21
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.08	95	0.22	18	0.18	1,516	0.49
第3次	情報通信業	5	0.38	253	0.61	61	0.61	4,481	1.46
	運輸業	13	1	792	1.91	157	1.57	12,383	4.03
	卸売・小売業	436	33.49	12,818	30.98	2,765	27.63	74,057	24.11
	金融・保険業	10	0.77	651	1.57	104	1.04	8,550	2.78
	不動産業	51	3.92	1,411	3.4	86	0.86	3,487	1.15
	飲食店、宿泊業	179	13.75	6,022	14.53	1,028	10.27	27,292	8.9
	医療、福祉	79	6.06	2,637	6.36	1,448	14.47	48,075	15.65
	教育、学習支援業	63	4.83	1,612	3.88	528	5.27	18,514	6.03
	複合サービス事業	20	1.53	664	1.6	360	3.6	8,424	2.74
	サービス業(他に分類されないもの)	228	17.521	7,741	18.68	1,075	10.74	38,164	12.42
総 数		1,302	100	41,444	100	10,008	100	307,101	100

資料: 平成18年事業所・企業統計調査

◆農業

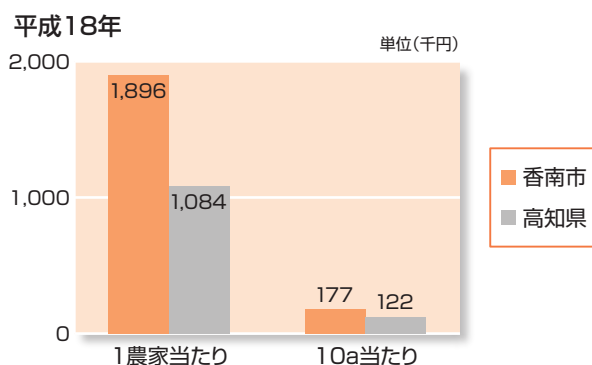
香南市の農家数は、平成2年と平成22年を比較すると、専業農家*3で234戸、兼業農家*4で447戸減少しています。反面、自給的農家*5は169戸増加しています。

◇農家数の推移



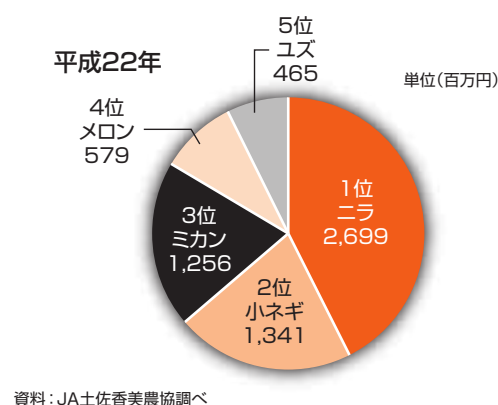
◇1農家当たりと10a当たりの生産農業所得

農家1戸当たり生産農業所得および耕地10a当たり生産農業所得は、いずれも県平均を上回るなど、生産性の高い農業が営まれています。

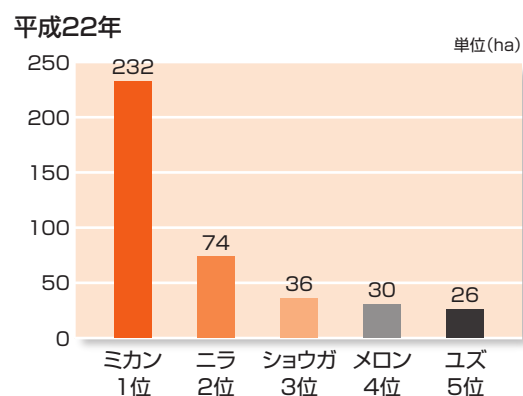


◇農業産出額

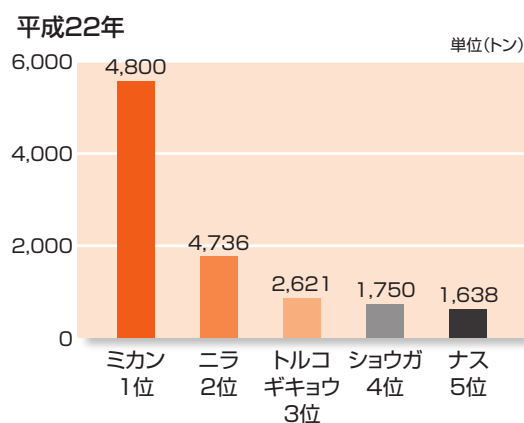
香南市の農業産出額は、高知県内で2番目に多く、品目別では、ニラ、小ネギ、ミカン、メロン、ユズなどが上位となっています。



◇作付面積



◇生産量



用語解説

- *3 専業農家…自家の農業収入以外に収入を持たない農家。
 *4 兼業農家…農業を営みながら、農業以外からも収益を得ている農家。
 *5 自給的農家…経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家。

◆林業

香南市の林業は、経営体数が少なく、経営規模も極めて小さい規模で営まれています。

◇過去1年間に保有山林で林業作業を行った経営体数と作業面積

単位(経営体数:経営体 面積:a)

	林業を 行った 実経営体数	植 林		下草刈りなど		間 伐 ※6					主 伐 ※7	
		経営体数	面積	経営体数	面積	経営体数	切捨間伐	利用間伐	切捨間伐	利用間伐	経営体数	面積
							経営体数		面積			
平成17年	76	12	1,399	32	4,914	58	58		22,531		2	550
平成22年	30	6	306	10	4,872	23	21	3	9,652	453	1	158

資料: 2005・2010世界農林業センサス

◇林業従事日数別の自営林業に従事した世帯員数

単位(人)

	29日以下	30~59日	60~99日	100~149日	150~199日	200~249日	250日以上	計
平成17年	47	10	—	—	2	1	—	47
平成22年	45	8	1	—	1	4	—	45

資料: 2005・2010世界農林業センサス

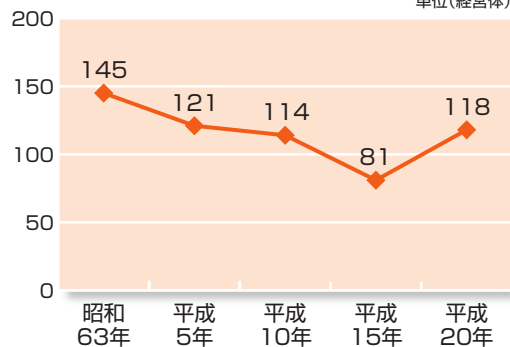
◆漁業

香南市の漁業経営体数は、大きく減少した平成15年と平成20年を比較すると、37経営体増加しています。

魚種別漁獲量では、赤岡・吉川地区のイワシ類(シラス漁)、夜須地区のシイラ類(シイラ巻き網漁)が大半を占めています。

◇漁業経営体数の推移

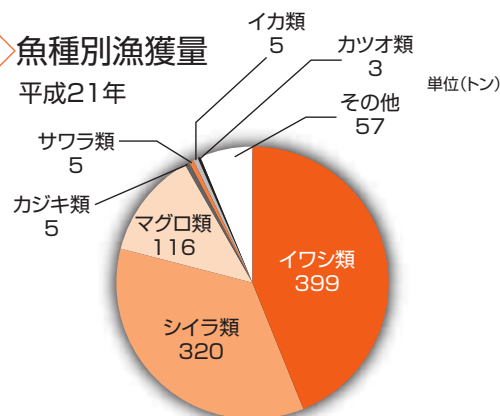
単位(経営体)



資料: 高知県統計書

◇魚種別漁獲量

単位(トン)



資料: 第56次高知農林水産統計年報

◇海面漁業*8の構造

	経営体数 (経営体)	漁業従事者 世帯数 (世帯)	漁業従業者 数(人)	漁船の隻数 (隻)	動力船使用 以外の経営体 (経営体)
平成15年	81	56	151	146	3
平成20年	118	67	168	169	1

資料: 第56次高知農林水産統計年報

◇内水面漁業*9の構造

	養殖池数 (面)	養殖面積 (a)	養殖業 従事者数 (人)	営んだ 経営体数 (経営体)
平成15年	133	427	29	8
平成21年	119	183	40	8

資料: 第56次高知農林水産統計年報

用語解説

*6 間伐…木の育成を助けたり、採光を良くしたりするために、適当な間隔で木を切ること。

*7 主伐…次の世代の森林を造成するために、一定の林齢に育成した立木を切ること。

*8 海面漁業…海で行う漁業。

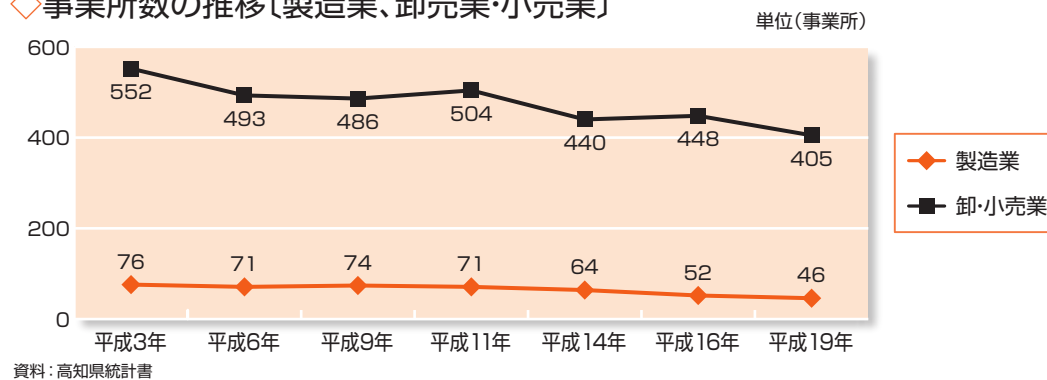
*9 内水面漁業…河川・湖沼などで行う漁業および養殖業。

◆工業・商業

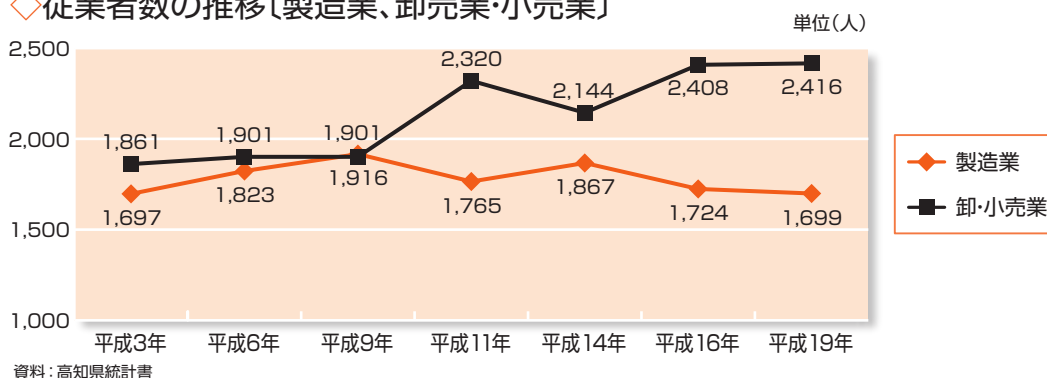
香南市の製造業では、事業所数、従業者数の減少に伴い、平成16年度以降製造出荷額が大きく減少しています。

また、卸売業・小売業では、平成14年度以降増加傾向の従業者数とは逆に、事業所数は減少しています。

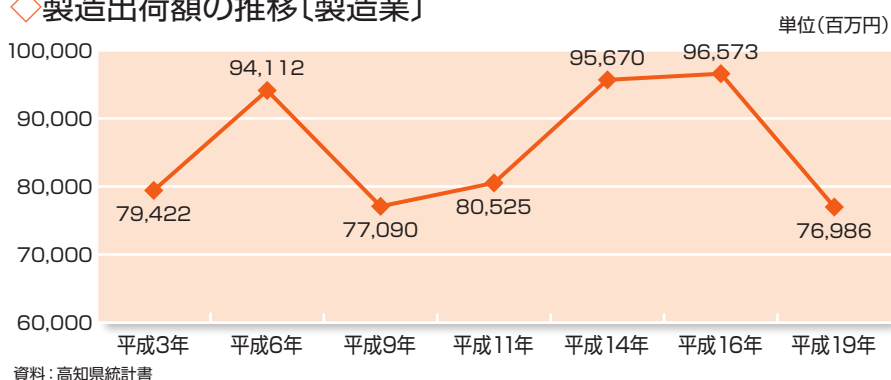
◇事業所数の推移〔製造業、卸売業・小売業〕



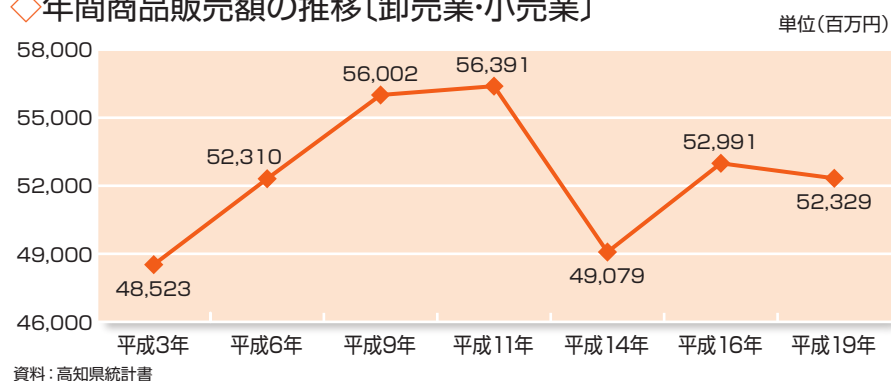
◇従業者数の推移〔製造業、卸売業・小売業〕



◇製造出荷額の推移〔製造業〕



◇年間商品販売額の推移〔卸売業・小売業〕



5 観光

香南市には、特色のあるイベントやお祭りがあります。
また、豊かな自然環境を活かした施設もあり、年中たくさんの方が訪れています。

◇主な観光施設・イベント

地区	主な観光レクリエーション施設など	主なイベント
赤岡	絵金蔵、弁天座 観光地引き網	土佐赤岡どろめ祭り(4月)、須留田八幡宮宵宮(7月)、土佐赤岡絵金祭り(7月)、冬の夏祭り(12月)
香我美	舞川キャンプ場 月見山子どもの森	新春風揚げ大会(1月)、かがみ花フェスタ(3月)、大蛇藤まつり(5月)、無人島長平まつり(5月)、城山公園懸崖菊(10月)、山北みかん健康マラソン大会(11月)、若一王子宮獅子舞(11月)、山北の棒踊り(11月)
野市	県立のいち動物公園 県立野市青少年センター あじさい街道	三代交代流新正風揚げ大会(1月)、旧正風揚げ大会(2月)、香南ふれあい祭り(11月)
夜須	ヤ・シィパーク、大釜荘 シースポ、道の駅やす	夜須八幡宮百手祭(1月)、アカシアの花まつり(5月)、マリンフェスティバル YASU(7月)、香南市手結盆踊り(8月)、手結のつんつく踊り(11月)
吉川	桜づつみ公園、天然色劇場 天然色市場、ポートマリーナ	香南市みなこい港まつり(7月)

6 公共施設の状況

公共施設の状況は、次のようになっています。

項 目		香南市全体	項 目		香南市全体	項 目		香南市全体
道路	実延長	337,426m	給水人口	上水道事業	—	保育所	個所数	7力所
	改良済延長	—		簡易水道事業	9,150人		定員数	820人
	舗装済延長	—	公共下水	処理区域内人口	7,910人	幼稚園	個所数	4力所
橋梁 ※10	橋数	—		水洗便所設置済人口	5,490人		定員数	595人
	うち永久橋※11数	—		計画処理区域面積	389ha	小学校	学校数	8力所
公園	個所数	21力所		処理区域面積	258ha		児童数	1,993人
	面積	456,606㎡		農業集落排水	処理区域内人口	5,673人	中学校	学校数
港湾	けい留施設※12延長	—	水洗便所設置済人口		3,077人	生徒数		845人
	外かく施設※13延長	—	処理区域面積		184ha	児童館		1力所
公 営 住 宅 など	公営住宅※14	307戸	漁業集落排水	処理区域内人口	278人	隣保館		1力所
				水洗便所設置済人口	150人	公民館		16力所
	改良住宅※15	568戸		処理区域面積	10ha	図書館		2力所
			合併浄化槽	処理人口	17,175人	体育館		4力所
	単独住宅※16	132戸	し尿処理施設	年間総収集量	8,409㎥	陸上競技場		0力所
			ごみ処理施設	年間総収集量	9,853トン	野球場		1力所

資料：公共施設状況調査(平成23年3月31日時点)

※「—」：現在調査項目となっていないもの

用語解説

- *10 橋梁(きょうりょう)…人や物が、谷、川、海、窪地や道路などの交通路上の交差物を乗り越えるための構造物。
- *11 永久橋(えいきゅうきょう)…鉄筋コンクリート、石材、鋼材などでつくられた耐用年限が恒久的な橋。
- *12 けい留施設…船を泊めたり、獲ってきた魚を陸にあげる施設。
- *13 外かく施設…波、風などの影響で岸壁等が壊れないように守る施設。
- *14 公営住宅…地方公共団体が、建設、買取りまたは買上げを行い、低額所得者に賃貸し、または転貸するための住宅。
- *15 改良住宅…北海道防寒住宅建設等促進法、公共建築物耐震対策推進計画、不良住宅地区改良法、ないし住宅地区改良法により建設された住宅。公営住宅の一種。
- *16 単独住宅…公営・改良住宅以外の住宅で、市町村が一般住民に賃貸するために建設した住宅。

第2部 基本構想

計画期間：平成24年度～平成28年度

第1章	まちづくりの基本理念	16
第2章	将来のまちの姿	16
第3章	主要指標の目標	17
第4章	まちづくりの基本目標	18
第5章	施策の大綱	23



第1章 まちづくりの基本理念

私たちのまちは、新しいまち「香南市」です。青い空、碧い海、深い緑、そして実り豊かな大地に恵まれた爽やかな風を感じるまちです。

この豊かな自然に包まれて、市民一人ひとりが日々の暮らしの中に幸せを実感できるまちを創造するために、まちづくりの基本理念を次のとおり定めます。

- 豊かな自然を愛し、山と川と海のきれいなまちづくりを目指します。
- 先人たちが築き、育んできた地域の魅力や個性を守り育て、輝かせるまちづくりを進めます。
- 安全で安心して暮らせるように、地域のなかに助け合い支え合いがある心豊かなまちづくりを進めます。
- 市民と行政が互いに協力し合い、地域に活力を生む元気なまちづくりを進めます。
- 住んでいる地域を愛し、まちをふるさととして想う心を育てるまちづくりを進めます。

第2章 将来のまちの姿

まちづくりの基本理念を踏まえ、香南市の将来像を次のとおり定めます。

美しい水と緑と風に包まれ 元気で豊かに光るまち



第3章 主要指標の目標

香南市振興計画を基本として実施していく施策の成果を期待して、将来の香南市の主要指標を設定します。

	平成17年	平成28年
人 口	33,541 人	35,000 人
世 帯 数	12,544世帯	13,100世帯
就業者数	16,794 人	17,500 人

※平成17年の数値は、国勢調査によるものです

人 口

香南市の人口は、新しいまちの誕生をきっかけに、生活環境および福祉の充実、雇用の確保、商業・観光サービスの拡充など、総合的な人口定住対策を積極的に推進することにより、増加傾向で推移していくものと予測されます。

現在、人口減少社会に突入し、極端な人口増は見込めません。しかし、本計画では、さまざまな定住人口確保につながる施策を積極的に進めて、「来たい、住みたい、働きたいまち」にしようと努力することにより、増加傾向に推移していくものと予測されます。

また、高知東部自動車道の開通により高知市への利便性は更によりくなり、ベッドタウンとして宅地増が見込まれます。

平成28年の人口目標は、35,000人と設定します。

世帯数

世帯数は、社会増*17、ならびに単独世帯増などにより、今後とも増加傾向で推移していくものと予測されます。

平成28年の世帯数の目標は、13,100世帯と設定します。

就業者数

就業者数は、新たな企業誘致や地場産業の活性化などによる雇用機会の創出、女性や高齢者、障害のある人が働くための環境づくりを推進することなどにより、増加傾向で推移していくものと予測されます。

平成28年の就業者数の目標は、17,500人と設定します。

第4章 まちづくりの基本目標

第1章

第2章

第3章

第4章 まちづくりの基本目標

第5章

施策大綱 1 自然



環境と調和のとれたまちづくり

◆森林・河川・海浜環境の保全と活用

広域的かつ長期的視点に立ち、市民の参画を含めた幅広い取り組みにより、貴重な財産である自然環境の保全と活用に努め、人と自然の調和のとれたまちづくりを推進します。

◆環境に優しい社会へ

地球環境全体に配慮したライフスタイルの確立や、ごみを少なくし、資源をリサイクルする持続可能な社会の実現のために、自然環境の大切さについて啓発を行うとともに、ごみの分別収集の徹底や不法投棄物の撤去と再発防止活動を推進します。

また、エコテーマパークタウン香南まちづくり構想を基本に、自然エネルギーを取り入れたまちづくりを推進します。

施策大綱 2 産業



産業の振興と多彩で魅力のある働く場づくり

◆農林水産業の振興

農業の振興を図るため、生産基盤などの整備を進め、農地流動化^{*18}などによる担い手の育成・確保に努めます。

また、販売体制の充実を図り、消費拡大を促進します。

林業については、林道・作業道の維持管理と適切な整備に努めるとともに、間伐を促進し、山林の保全を図ります。

水産業の振興を図るため、生産基盤の充実や後継者育成支援、栽培漁業・体験型観光漁業を推進します。

◆商工業の振興

商工会や各地域の事業者への支援を図り、魅力ある商業地の形成と活性化を進めます。

◆観光のまちの育成

各観光施設・交流拠点のネットワーク化を図り、観光資源を点から面へと一体化した情報提供や、観光協会などの支援を促進します。

また、祭りや各種イベントへの市民参画、地元商店街との連携を図り、地域の特色づくりと活性化を図ります。

◆雇用促進対策

既存工業の育成・支援を進めるとともに、企業誘致基盤整備^{*19}を促進し、企業誘致を図ります。

用語解説

^{*18} 農地流動化…農地の売買や賃借による有効利用を行うこと。

^{*19} 企業誘致基盤整備…企業誘致を進めるために、重要となる部分について（例えば、交通量の増加に対応するための道路整備など）整備を行うこと。



いきいき健やか人に優しいまちづくり

◆子育て支援・環境の充実

子どもを安心して生み育てられる環境づくりのために、多様な保育サービスや子育て支援の充実を図ります。

◆健康づくりの推進

これまでの保健・医療などの諸施設やサービスの成果を共有し、一層きめ細やかで充実した施策を進めます。

また、健康不安を解消し、健康長寿の社会を築くため、健康づくり意識の啓発と健康づくり運動を推進します。

保護者や子どもに対して食への関心と理解を深める取り組みを進めるとともに、疾病*20 予防や食生活の改善のためのさまざまな教室の開催、食生活改善推進員の活動を支援します。

国・県および消費者団体などとの連携を強化し、食の安全を確保するための施策を総合的に推進するとともに、食品衛生に関する正確で迅速な情報提供に努めます。

◆高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、健康づくりや生きがいづくり、高齢者の介護予防の推進や介護者の支援体制、見守り体制の整備とともに、介護サービスの充実と質の向上を目指します。

◆障害者福祉の充実

障害のある人の自立と社会参加を促進するため、地域生活支援事業の推進や相談・就労支援体制の充実を図り、地域で安心して働き、生きがいをもって生活していくための環境づくりを進めます。

また、障害の有無にかかわらず、市民が共にふれあい、いきいきと暮らすことができるよう、広報・啓発活動や交流・ふれあいの機会を充実させるとともに、すべての人に優しいまちづくりを推進します。

◆地域福祉の充実

市民の誰もが、地域で支え合いながら安心して暮らすことができるように、社会福祉協議会との連携、市民自らによる福祉活動の促進など、地域に根付いた福祉活動への支援を行います。



用語解説

*20 疾病…身体もしくは精神的異常で、普通、原因、症状、形態的变化のうち、少なくとも2つを示すもので、疾患ともいう。

施策大綱 4 環境



安心安全で快適なまちづくり

◆南海地震対策、消防・防災の充実

地震、水害、火災などから市民の生命と財産を守るため、新消防庁舎建設をはじめとする消防・防災機能の充実強化、危険個所の改善・河川改修などの防災基盤整備、公共施設や自主防災組織の整備充実を進めます。

また、耐震診断および改修助成事業の推進を図り、一般住宅の地震対策を支援します。

◆交通安全対策・防犯活動の推進

犯罪や事故のない安全なまちづくりを推進するために、関係機関と連携しながら、地域の主体的な防犯活動に対する支援や防犯情報の提供を充実させます。

また、交通安全指導や啓発活動を推進するとともに、交通安全施設の整備を進めます。

◆道路の整備、公共交通の充実

市民生活の利便性や円滑な経済活動の基盤となる地域交通体系を整備するため、幹線道路網の整備や推進を行い、土佐くろしお鉄道の有効活用、市営バスなどの公共交通の充実を図ります。

◆都市景観・住環境の整備

公園などの整備を図り、緑豊かなうるおいのある景観づくりに取り組むとともに、魅力的で快適な住環境の整備を推進します。

◆上・下水道の整備

安全で安定した上水道の供給体制を確立するとともに、合併処理浄化槽設置の促進を図ることにより、効果的な下水道事業を進めます。

◆土地利用対策の推進

自然環境の保全に配慮し、産業と居住環境の調和のとれた計画的土地利用の促進に取り組めます。

◆情報化社会への対応

光化された情報通信網を有効活用し、地域全体の情報社会化を推進します。



施策大綱 5 教育文化



豊かな心を育むひとづくり

◆生きる力を育む教育の充実

人間形成の基礎を築く幼児期から、一人ひとりの個性を伸ばし、豊かな心と生きる力を育む教育、命の大切さを実感させる教育を推進します。

また、指導方法や指導体制の工夫・改善と、それぞれの子どもたちに応じた指導の充実を図りながら、すべての子どもたちの基礎学力の確実な定着や、自ら学び、考える力を育成し、個性を活かした創意ある教育活動を推進します。

さらに、教育環境の整備・充実を図るとともに、家庭や地域との連携をきめ細かにし、信頼される開かれた学校づくりを進めます。

◆生涯学習の充実と生涯スポーツの推進

市民誰もが生涯を通じて、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができるように、生涯学習推進体制を充実させます。

また、生涯学習社会に適応したスポーツの振興と健康の増進のために、学校や地域と連携を図りながら、生涯スポーツを楽しむことができる環境づくりを進めます。

◆歴史・文化資源の継承と地域文化の育成

市民が地域の文化に誇りと愛着が持てるよう、文化財の保護や地域の伝統文化の継承に努めます。

◆人権尊重のまちづくりの推進

人権尊重のまちづくりのため、あらゆる差別の解消に向けて、すべての人権が尊重される社会づくりや、多文化共生の社会づくりを目指した啓発活動、人権思想の普及のための研修会や教育活動の充実を進めます。

◆男女共同参画社会の推進

社会のあらゆる場に男女が対等な立場で参画し、豊かさも責任も共に分かち合える男女共同参画社会の実現に向けた意識改革の推進に取り組みます。



施策大綱 6 交流



楽しくにぎやかに交流するまちづくり

◆楽しい地域間・世代間交流の推進

各地区の個性を継承し、郷土意識を保持していくうえで重要な伝統行事やイベントの活性化を図ることにより、地域間の交流を推進します。

また、集落における習慣・風俗や伝承文化を再認識し、子どもたちに伝えていく取り組みを支援することにより、世代間の交流を促進します。

◆にぎやかに交流するまちづくり

まちの一体化を促進し、地域の活性化を図るため、文化、教育、スポーツ活動などを通して、地域内だけでなく「であい」につながる交流を図ります。

また、まちのにぎわいにつながる新しい取り組みを支援することにより、さまざまな交流の促進と産業の振興を目指します。

施策大綱 7 協働



自律した協働のまちづくり

◆市民と行政の協働によるまちづくりの推進

各地域の自治活動などへの支援や、各種団体の育成を図るとともに、それらと行政との連携の仕組みを構築し、市民と行政が一体となった協働のまちづくりを積極的に推進します。

また、市民に市政への理解を深めてもらい、市政への参画・協力が得られるように、広報・広聴活動や情報公開の推進に取り組みます。

◆市民自治の推進

コミュニティ意識の醸成^{*21}と活動への支援を進め、子どもの育成、高齢者・障害のある人の生活支援、防災・防犯対策、環境美化、健康づくりなど多様化する地域の生活課題に対して、地域で支え合うことができるまちづくりを目指します。

◆健全で行政効率^{*22}の高いまちの運営

自律した財政基盤の確立を目指し、安定した健全な財政運営を行うため、中長期的な見通しを立て、事業の重点化を図りながら、諸施策^{*23}を進めます。

行政改革の着実な推進、職員の政策立案^{*24}能力などの資質向上を図るとともに、行政事務の効率化や情報化を含め、市民サービスの一層の向上と信頼される行政組織づくりに努めます。

また、まちづくりをより効果的に推進するために、広域的な施策を推進します。

用語解説

*21 醸成…ある状態やチャンスなどを徐々に作り出すこと。

*22 行政効率…政府や地方自治体の行政サービスの質や財政面での経費削減や効率性。

*23 施策…実行すべき計画。

*24 政策立案…政府・政党などが政治を行う上での方針案や方策を立てること。

第5章

施策の大綱

基本構想に掲げた施策大綱に基づき、具体的な施策体系を次のとおり定めます。

基本目標	通しNo.	施策大綱	通しNo.	主な施策
第一章	環境と調和のとれたまちづくり	1	1	森林資源の保全
			2	森林の活用
		2	3	水環境の保全
			4	清流保全活動の推進
			5	治水・利水整備の促進
			6	河川環境の活用
		3	7	海浜環境の保全
			8	海岸の保護
			9	動植物の保全
			10	海浜環境の活用
		4	11	ごみの減量化の推進
			12	環境に優しい社会へ
第二章	産業の振興と多彩で魅力のある働く場づくり	5	13	地球温暖化対策の推進
			14	農産物のブランド化の推進と加工品の開発
			15	消費者の安心安全志向への対応
			16	農業生産基盤の充実
			17	担い手対策の促進
			18	農地の保全と活用の促進
			19	有害鳥獣被害対策
			20	森林の多面的な利活用の促進
		6	21	漁港の改修・整備などの推進
			22	漁場の保全
			23	漁業経営の基盤強化
			24	観光漁業の推進
			25	水産加工品流通販売の推進
		7	26	既存企業の育成・支援
			27	魅力のある商業地・商店街づくり
			28	空き店舗の活用
			29	新規企業の育成・支援
			30	企業誘致の促進
			31	6次産業化による新産業の創出
		8	32	観光・交流の拠点の場づくりと市民参加
			33	地域に親しむ観光の促進
			34	活性化に向けたあらゆる産業との連携の強化
			35	情報発信手段の効果的な活用
		9	36	いきいきと働くことのできる環境の整備
			37	雇用情報の提供と雇用の支援
			38	職場体験学習・インターンシップの受け入れ支援

基本目標		通しNo.	施策大綱	通しNo.	主な施策
第3章	いきいき健やか人に優しいまちづくり	10	子育て支援・環境の充実	39	次代の親づくり
				40	子どもを見守る体制づくりの強化
				41	保育の充実
				42	子育て支援の充実
				43	地域ぐるみの子育て支援活動の促進
		11	健康づくりの推進	44	健康を支える環境づくりの充実
				45	生活習慣病予防対策の促進
				46	健康づくり活動の推進
		12	高齢者福祉の充実	47	食生活からの健康づくり
				48	福祉サービスとみんなで支え合う体制の充実
				49	元気で長生き健康づくりの推進
		13	障害者福祉の充実	50	生きがいづくりの充実
				51	相談支援の強化
				52	就労支援の充実
第4章	安心安全で快適なまちづくり	14	地域福祉の充実	53	人に優しいバリアフリーのまちづくりの推進
				54	地域福祉計画の策定
				55	支え合いの住民意識の向上
		15	社会保障の充実	56	地域福祉体制の強化
				57	国民健康保険の健全な運営
				58	介護保険制度の充実
				59	国民年金制度の理解と加入の促進
				60	低所得者福祉の充実
		16	南海地震対策の充実	61	津波避難の対策
				62	耐震化の促進
				63	自主防災組織の設立・活性化
				64	広域防災ネットワーク協定の充実
				65	支援する行政としての対策
				66	災害時における地域の支え合いづくり
		17	消防・防災の充実	67	消防・防災体制の強化
				68	防災基盤の整備
				69	危機管理対策
		18	交通安全対策・防犯活動の推進	70	交通安全対策の推進
				71	防犯灯の設置促進
				72	児童生徒などの安全確保
				73	消費者問題の広報啓発と相談窓口の充実
		19	道路の整備	74	広域幹線道路の整備
				75	地震に備える道路・橋梁(きょうりょう)の整備
				76	生活の利便性・交通安全を確保するための道路の整備
				77	生活道路としての市道・農道の維持修繕
		20	公共交通の充実	78	ごめん・なはり線と市営バス路線の機能充実
				79	公共交通の利用促進
		21	都市景観・住環境の整備	80	緑豊かな都市空間の創出
				81	住環境の整備
				82	市営住宅の整備
		22	上・下水道の整備	83	上水道の安定供給体制の確立
				84	下水道などの整備
		23	土地利用対策の推進	85	自然的土地利用と都市的土地利用の推進
				86	未利用地の有効活用
				87	地籍調査の推進
		24	情報化社会への対応	88	地方税電子申告制度の導入と市民への周知
				89	光化された情報通信ネットワークの有効活用
				90	情報化の進展に伴う影響への対策

基本目標		通しNo.	施策大綱	通しNo.	主な施策
第五章	豊かな心を育むひとづくり	25	生きる力を育む教育の充実	91	生きる力を育む教育の推進
				92	豊かな人間形成を育む教育の推進
				93	安心して学べる教育環境の整備充実
		26	青少年健全育成の推進	94	安全な地域づくりと子どもの健全育成に向けた地域力の向上
				95	たくましい子どもを育成する体験活動の推進
				96	子どもの心を育てる道徳・倫理教育の推進
		27	生涯学習の充実	97	生涯学習推進体制の整備充実
				98	生涯を通じた学習機会の提供
				99	地域社会に生かせる学習活動の促進
				100	生涯学習社会を支える情報化の推進
		28	生涯スポーツの推進	101	活力あるスポーツ振興
				102	生きがいと健康づくり
		29	歴史・文化資源の継承と地域文化の育成	103	歴史・文化資源の保護と活用
				104	地域文化の育成・支援
		30	人権尊重のまちづくりの推進	105	人権教育・啓発の推進
				106	職員などに対する研修の充実
				107	子どもの進路保障への取り組み
				108	企業等との連携強化
第六章	楽しくにぎやかに交流するまちづくり	31	男女共同参画社会の推進	109	男女共同参画社会実現のための意識改革の推進
				110	男女が互いの性を尊重する人権意識の確立
				111	あらゆる分野への男女共同参画の機会の確保
				112	家庭生活とその他の活動との両立の支援
				113	生涯を通じた社会参画のための環境整備
		32	楽しい地域間・世代間交流の推進	114	「習わし」の再生と継承
				115	伝承文化に親しむ環境づくり
				116	地域・世代間交流の推進
				117	若者の出会いの場づくり
				118	「であい」につながるにぎわいのまち
第七章	自律した協働のまちづくり	33	にぎやかに交流するまちづくり	119	異業種間交流の促進
				120	姉妹・友好都市交流の促進
				121	国際化への対応
				122	まちづくり基本条例制定への取り組み
		34	市民と行政の協働によるまちづくりの推進	123	市民主体のまちづくりの推進
				124	市民と行政の協働の推進と情報の共有
				125	市民に開かれた議会運営
				126	自治機能の強化
		35	市民自治の推進	127	集会所の整備
				128	地域活動の支援
				129	有害鳥獣駆除の推進
				130	集落営農組織の育成と遊休農地の防止・解消
		36	安心して暮らせる中山間地域への対策	131	魅力ある地域資源や自然景観を核とした交流の充実
				132	さまざまな連携による見守り事業といきいきクラブ事業の実施
				133	災害時の集落孤立対策
				134	消防団員による高齢者宅への訪問活動
				135	交通不利地域に配慮したバス等の運行
		37	健全で行財政効率の高いまちの運営	136	明確な目標設定と評価に基づく行政運営
				137	行財政健全化の推進
				138	監査による行財政運営の検証
				139	広域行政の推進
				140	市民生活に沿った税等の収納方法の拡充

第3部 基本計画

計画期間：平成24年度～平成28年度

第1章	環境と調和のとれたまちづくり.....	28
第2章	産業の振興と多彩で魅力のある働く場づくり.....	32
第3章	いきいき健やか人に優しいまちづくり.....	40
第4章	安心安全で快適なまちづくり.....	48
第5章	豊かな心を育むひとづくり.....	59
第6章	楽しくにぎやかに交流するまちづくり.....	68
第7章	自律した協働のまちづくり.....	71



第1章 環境と調和のとれたまちづくり

第1章 環境と調和のとれたまちづくり

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

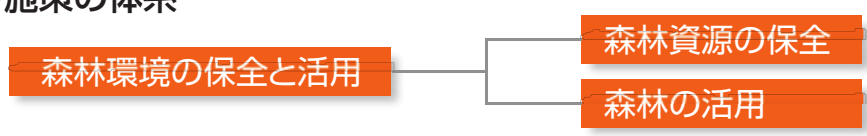
施策大綱 1 森林環境の保全と活用

◆現状と課題

木材価格の低迷や林業の担い手の高齢化など、厳しい状況により森林の適切な管理が停滞しており、森林の持つ水源涵養*1機能や国土保全機能が失われつつあります。

また、山が保水力を失うことで、川や海の生態系に影響を及ぼすだけでなく、土砂災害を引き起こす危険性や下流における地下水の減少が危惧されています。

◆施策の体系



◆主な施策

No.1 森林資源の保全

複数の所有者にまたがる、ひとかたまりの森林を一体的に整備することにより、計画的・効率的な林業経営の推進を行います。

また、森林造成、森林整備の充実を図ることにより、森林の持つ水源涵養機能、国土保全機能を高めます。

No.2 森林の活用

化石燃料*2の代替資源として、木質バイオマス*3の普及促進による、循環型社会*4を目指します。

また、企業とパートナーズ協定*5による市有林の整備を進め、CO₂削減を目指します。

さらに、保水力を高めるための水源涵養林としての植樹や、適切な間伐による水質の保全を行います。

◆まちづくり指標

まちづくり指標	現況(H22)	目標(H28)
団地化された森の数	0団地(0ヶ所)	2団地(60ヶ所)
パートナーズ協定締結事業所の数	0カ所	1カ所

用語解説

- *1 水源涵養(すいげんかんよう)…雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調整すること。
- *2 化石燃料…石炭、石油、天然ガスなど。
- *3 木質バイオマス…木材からなる再生可能な、生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)であり、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉、製材工場などから発生する樹皮やのこすなどのほか、住宅の解体材や街路樹のせん定枝などの種類がある。
- *4 循環型社会…有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。
- *5 パートナーズ協定…企業等の森林づくり参加をサポートセンターがあっせん、立ち会いのもとに森林保全契約や協定書を交わすこと。

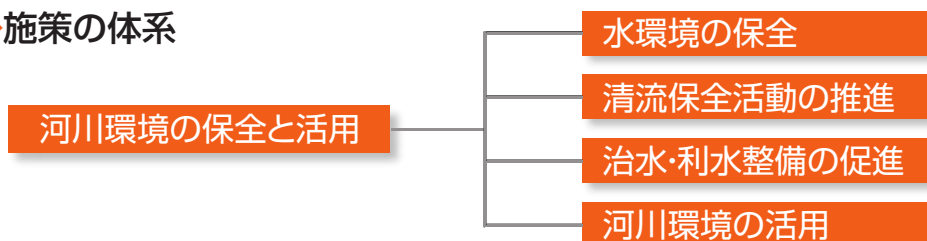
施策大綱 2 河川環境の保全と活用

◆現状と課題

川の水にふれあう機会が少なくなり、河川の水質や水生の動植物に対する関心が薄れ、河川への不法投棄が増加しています。

また、上流域の森林の保水力低下による河川への土砂の流入や水量の減少が問題視され、河川等による水源涵養機能に対する理解や地下水保全意識への啓発が必要になっています。

◆施策の体系



◆主な施策

No.3 水環境の保全

住民や関係機関との連携による環境監視パトロール^{*6}の実施により、河川への不法投棄物や雑草・堆積^{*7}物への対策を促進します。

また、市全域の生活排水対策（下水道事業の推進、合併浄化槽の普及）への取り組みや、大規模事業所の放流水質および河川水質の把握を行います。

冬期の地下水位低下への対応として、「地下水涵養^{*8}対策事業」を推進します。

No.4 清流保全活動の推進

地域住民や各種団体が主体的に実施する水辺の美化活動・河川水質改善活動（河川一斉清掃）への支援を行います。

また、次世代を担う子どもたちをはじめ、多くの市民に、生活していく上で欠かすことのできない水を守るため、人間が山・森・川・海を通して水とどのようにかかわっていくかを体験できる環境学習を促進します。

No.5 治水^{*9}・利水^{*10}整備の促進

計画的な河川改修を促進します。

また、導入水路^{*11}の整備・改修を推進し、農地への安定した水量の確保を図ります。

No.6 河川環境の活用

キャンプ等、川辺で交流できる体験学習事業に取り組みます。



◆まちづくり指標

まちづくり指標	現況(H22)	目標(H28)
河川清掃への支援回数	2回/年	4回/年
合併処理浄化槽設置補助基数	3,639基	4,220基

用語解説

^{*6} 環境監視パトロール…月に1回香南市内の不法投棄多発地域を中心に、環境対策課や環境監視員などがパトロールを行っている。

^{*7} 堆積…土や泥などが、いく重にも高く積み重なること。

^{*8} 地下水涵養（ちかすいかんよう）…降雨・河川の水などが地下浸透して水が供給されること。地下水を人工的に涵養する方法としては、ため池などの底面から地下に浸透させる方法（拡水法）、井戸から涵養する方法（井戸法）がある。道路冠水・家屋の浸水・河川洪水の防止、地盤沈下や地下水塩水化の防止、地下水資源の確保、わき水やせせらぎの復活など自然環境の機能回復、地中温度の上昇（ヒートアイランド現象）の防止などに有効である。

^{*9} 治水…洪水・高潮などの水害や、地すべり・土石流・急傾斜地崩壊などの土砂災害から人間の生命・財産・生活を防御するために行う事業。堤防・護岸・ダム・放水路・遊水池（遊水地）などの整備や、河川流路の付け替え、河道浚渫による流量確保、氾濫原における人間活動の制限など。

^{*10} 利水…水を利用すること。河川や河川に伴う遊水地、湖沼などから水を引き、その水を利用すること。

^{*11} 導入水路…水量の多い大きな川から小さな水路へ引き込む水路。

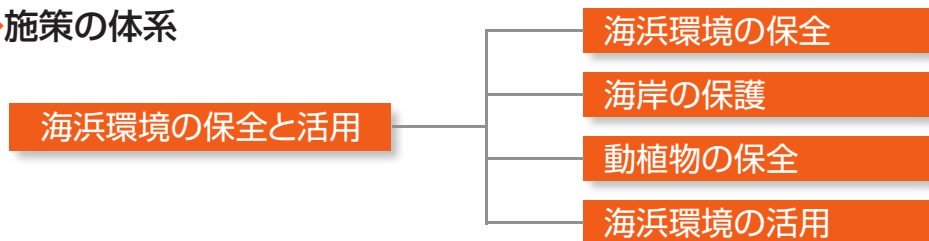
3 海浜環境の保全と活用

◆現状と課題

香南市は、約10kmの海岸線を有しており、その一部は県立自然公園に指定されています。しかし、近年、海岸線付近への不法投棄ごみや漂着物の増加、気候変動による地球温暖化や海域の水質悪化などから、サンゴや藻場*12など動植物の生態系への影響が見受けられるようになっていきます。

また、海岸浸食の進行による砂浜の減少が誰の目にも明らかなほどはっきり現れているため、台風などの災害時における堤防の機能が十分とはいえない状況にあります。

◆施策の体系



◆主な施策

No.7 海浜環境の保全

海浜、磯遊びが楽しめる海浜環境を保全していくために、漂着物等の処理および抑制活動を行う地域住民・各種団体等を支援しながら、監視パトロールを強化し、ポイ捨ておよび不法投棄されにくい環境に整備を行います。

また、河川水質の測定等を行い、海洋への放流水質の把握を行います。



No.8 海岸の保護

消波工*13、離岸堤*14、防潮堤*15、人工リーフ*16、養浜*17など自然環境に配慮した災害に強い海岸施設の整備を促進します。

No.9 動植物の保全

自然本来の機能を維持していくために地域住民・各種団体と連携を図りながら、大手の浜のサンゴ、藻場、沿岸域の魚介類の生息場を保全していきます。

No.10 海浜環境の活用

港を活かした観光・交流の拠点づくりを推進し、山・森・川・海のつながりについて考え、自然環境や生態系の保全を図ります。

また、「香南市マリンスポーツ振興計画」の実施により、マリンスポーツに親しむ機会を増やします。

◆まちづくり指標

まちづくり指標	現況(H22)	目標(H28)
海岸清掃への支援回数	2回/年	4回/年

用語解説

*12 藻場…沿岸で海中に海藻のたくさん生えている所。魚類がよく集まる。

*13 消波工…海岸沿いに多数の大型ブロックをかみ合わせて並べることで、波のエネルギーを減少させることを目的に設置されるもの。設置場所は海岸線の他、離岸堤として沖合に設置されることもある。

*14 離岸堤…海岸の沖合に設けられる侵食防止のための堤防状の構造物。沖合から押し寄せる波の力を弱め、海岸の侵食を防止するとともに、砂の堆積を促す。

*15 防潮堤…台風などによる大波や高潮、津波の被害を防ぐ堤防のこと。

*16 人工リーフ…自然のサンゴ礁をまねた構造物で、海岸付近に幅広い浅瀬をつくるもの。波は水深が浅くなると砕けて、その勢いを失うことから、人工リーフによってつくられた浅瀬により波の小さい海域をつくることができる。

*17 養浜…海岸に人工的に砂を供給し、砂浜を形成すること。

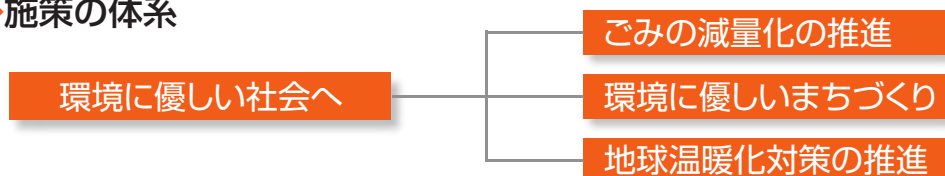
〔個別関連計画〕香南市マリンスポーツ振興計画

施策大綱 4 環境に優しい社会へ

◆現状と課題

「地球温暖化」を含む環境問題の多くは、産業活動や生活様式の変化に起因^{*18}した環境への負荷により生じています。これらの問題について、行き過ぎた快適性や利便性の追求から事業者、市民、行政が正しく認識し、「地球環境に優しい地域社会の形成」を目指す取り組みが求められています。

◆施策の体系



◆主な施策

No.11 ごみの減量化の推進

地域住民および各種団体等による古紙、缶、ビン、布の集団回収を推奨し、「香南市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、家庭・事業所での分別収集の徹底や資源ごみのリサイクル意識の向上を促進します。

また、生ごみ処理機の普及を図り、生ごみの減量化を推進します。

さらには、一般廃棄物焼却炉（香南清掃組合）の円滑な運営体制および再整備計画の構築に取り組みます。

No.12 環境に優しいまちづくり

地域の環境美化に対する市民の関心を促す環境施策の推進を通して、市民との協働による環境と調和のとれたまちづくりを推進します。

また、地域における不法投棄・ポイ捨て防止のための環境整備の推進（花木の植栽等）および各種団体等の行う美化活動への支援を図ります。

さらに、身近な生活の中で環境問題について考え、環境に優しいまちづくりに取り組む人材の育成を行います。

No.13 地球温暖化対策の推進

「香南市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に沿って、緑化や省エネルギー機器等の導入推進（温室効果ガスの排出の抑制）および啓発を行います。

また、「香南香美地域新エネルギービジョン」により、風力・太陽光・水力・バイオマス等の再生可能エネルギーの活用と普及に取り組み、地球にやさしい環境づくりを進めます。



◆まちづくり指標

まちづくり指標	現況(H22)	目標(H28)
香南市可燃ごみ持込み量	7,931 ^ト	7,335 ^ト
環境出前講座の回数	5回/年	10回/年
温室効果ガス ^{*19} 排出量	温室効果ガス排出量の基準年把握 (基準年(2006年)63.23万 ^ト (CO ₂))	基準年費5%削減 (60.07万 ^ト (CO ₂))

用語解説

^{*18} 起因…ある物事が起こる原因となること。

^{*19} 温室効果ガス…地球温暖化を防止するために、地球温暖化対策の推進に関する法律、第二条第3項に規定されている「排出の抑制および削減に関する数量化された約束の対象」である、温室効果ガスとして、二酸化炭素、メタン、一酸化炭素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種類がある。香南市では、平成18、19年度とも二酸化炭素(CO₂)の排出量が98%を占める状況となっている。

〔個別関連計画〕香南市一般廃棄物処理基本計画、香南市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)、香南香美地域新エネルギービジョン

第2章 産業の振興と多彩で魅力のある働く場づくり

施策大綱 5 農林業の振興

◆現状と課題

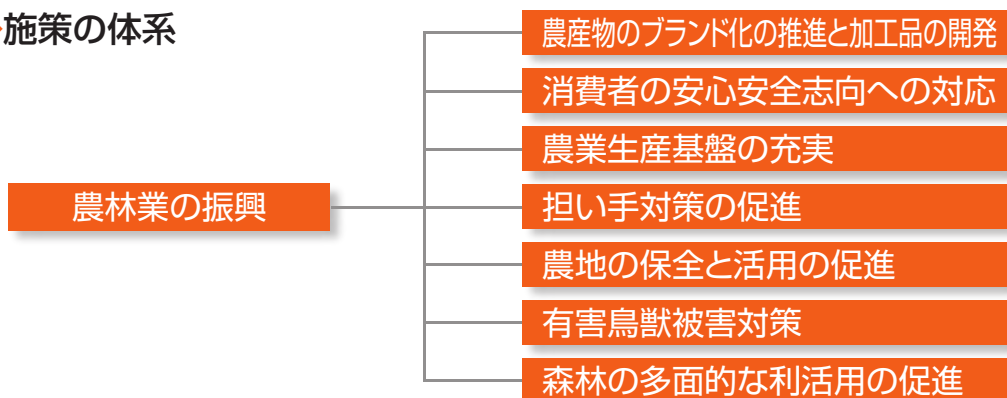
農業を取りまく経営環境は、長引く不況による消費者の低価格・節約志向で、販売価格が低迷しています。

また、生産農家の減少や高齢化、後継者不足による労働力の確保が難しくなっています。反面、地産地消を推進し生産者と消費者の理解を深め、安心・安全な農作物を供給するなど、食への関心は高まっています。

さらに、イノシシ・シカ・カラス等の有害鳥獣による農作物・森林への被害は年々増加しており、農林業への被害は深刻さを増している状況です。

林業においては、輸入木材の増加や木材需要の減少等による長期の価格低迷から、採算性が見込めないため、林業従事者の生産意欲の減衰を招いています。

◆施策の体系



◆主な施策

No.14 農産物のブランド化の推進と加工品の開発

農産物の知名度を高め、「消費者に知ってもらう」ために、ミカンやニラ、県の産業振興計画事業を活用しているエメラルドメロンといった、さまざまな品目のブランド化を促進し、市場での有利販売を目指します。

併せて、農家自身による加工品開発を支援します。

No.15 消費者の安心安全志向への対応

食の安全や環境保全を意識した減農薬や有機栽培などによる、環境保全型農業を促進します。

また、学校給食への地元産食材の使用率を高め、必要とされるものを安定的に提供できるように、市場・直販所・栄養教諭等と協議をする「香南市地産地消推進会議」のもと、地産地消を促進し、生産・販売・流通体制を確立します。

さらに、「香南市食育推進計画」に基づき、地産地消にも取り組んでおり、飲食店や病院・福祉施設等での地産地消も連携して進めていきます。



用語解説

〔個別関連計画〕香南市食育推進計画

No.16 農業生産基盤の充実

ほ場整備^{*20}や農道、用排水施設など地域の実情に応じた生産基盤の整備や維持補修を行い、農地の優良化や地域特産品の有利販売に努めます。

また、農業集落排水事業処理施設^{*21}の適正管理を行い、農水路等の水質を保全します。

No.17 担い手対策の促進

農業経営の改善や認定農業者^{*22}の育成により、農業所得の向上や農業が魅力ある働く場となるよう農業の振興を図ります。

また、レンタルハウスなどの園芸施設の貸与や、新規就農者・女性就農者などの多様な担い手農家の育成および経営の安定を図ります。

No.18 農地の保全と活用の促進

認定農業者等担い手農家への農地集積^{*23}を図り、農業生産法人^{*24}の育成や農林業公社などへの受委託を促進することにより、農地の活用を行います。

また、中山間地域等直接支払制度^{*25}の活用により、遊休農地の活用を図ります。

No.19 有害鳥獣^{*26}被害対策

狩猟期以外に有害鳥獣捕獲報奨金を交付するとともに、捕獲を行う担い手の育成に努めます。

また、防護柵(さく)設置の啓発を行い、地域での有害鳥獣被害対策にも努めます。

No.20 森林の多面的な利活用の促進

林業の生産性の向上と森林の保全・活用を図るため、林道・作業道などの維持管理と整備を進め、人工林の間伐を支援し、林業の生産性の向上と森林の保全・活用を図ります。



◆まちづくり指標

まちづくり指標		現況(H22)	目標(H28)
農業集落排水への加入率(6処理区)		55.4%	66.0%
新規就農者の育成支援件数		1件	7件
遊休農地の面積		33.28㍍ ²	15.28㍍ ²
学校給食の 市内産野菜の使用率	キュウリ	36.4%	50.0%
	ナス	37.9%	50.0%
有害鳥獣捕獲頭数 (狩猟期11/15～3/15を除く)	イノシシ	201頭	220頭
	ニホンジカ	61頭	200頭
	カラス	52羽	250羽
有害鳥獣被害防護柵設置件数		12件/年	15件/年

用語解説

^{*20} ほ場整備…用水路や農地などの整備、耕地の集団化を行うことで、農業生産性の向上を図り、農村の環境条件を整備する。

^{*21} 農業集落排水事業処理施設…農業地域を対象とした下水処理場。香南市内に6施設ある。

^{*22} 認定農業者…農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のことである。担い手農業者とも呼ばれる。

^{*23} 農地集積…小規模農家、高齢農家などから耕作を頼まれた農地が、まとまった形で集積されること。

^{*24} 農業生産法人…農地の所有権や賃借権が認められる農業法人。

^{*25} 有害鳥獣…人畜を傷つけたり、作物・森林などに損害を与えたりする鳥獣。

^{*26} 中山間地域等直接支払制度…中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続けることを約束した農業者に対して交付金を交付する制度。

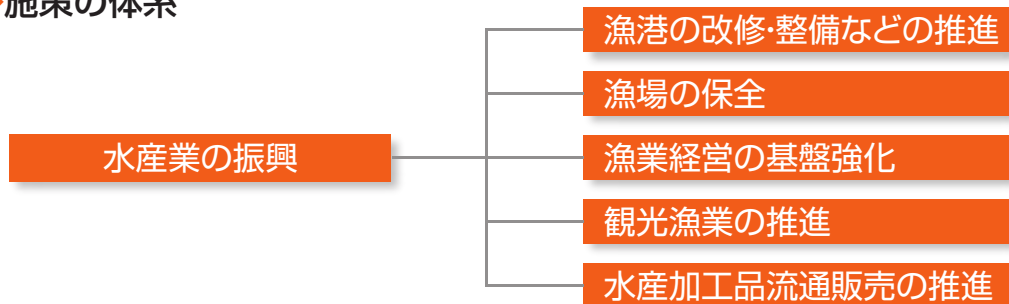
6 水産業の振興

◆現状と課題

漁業経営は、輸入の増加や、食生活の変化などによる魚価の低迷、燃料費の高騰、漁獲量の減少により不安定なものとなっています。

また、漁業従事者の高齢化による、担い手不足とあわせて、漁港施設・水産機能施設の老朽化などが問題となっています。

◆施策の体系



◆主な施策

No.21 漁港の改修・整備などの推進

漁港施設および水産機能施設の老朽化に伴う改修工事を行い、計画的に漁港の保全・改修、水産機能施設の整備を推進します。

No.22 漁場の保全

藻場再生事業やヒラメの稚魚の放流などの実施により、水産資源生息の場の修復など、漁場生産力の回復を図ります。

No.23 漁業経営の基盤強化

効率的かつ安定的な漁業経営を行うため、経営意欲のある漁業者が創意工夫を活かし、自らの取り組みによる計画的な経営改善の仕組みを整備し、漁業経営基盤の強化を促進します。

No.24 観光漁業の推進

地引き網や釣り船など観光漁業を促進し、多角的な漁業経営を支援します。

No.25 水産加工品流通販売の推進

学校給食への利用拡大や地元消費に安定的に対応できる生産・販売・流通体制を確立し、地産地消を促進します。

また、水産物の加工・商品化事業の強化も促進します。



◆まちづくり指標

まちづくり指標	現況(H22)	目標(H28)
ウニ駆除面積(藻場の再生)	0.5㍓	1.0㍓
市内水揚げ魚の献立への取り入れ回数	7回/年	9回/年

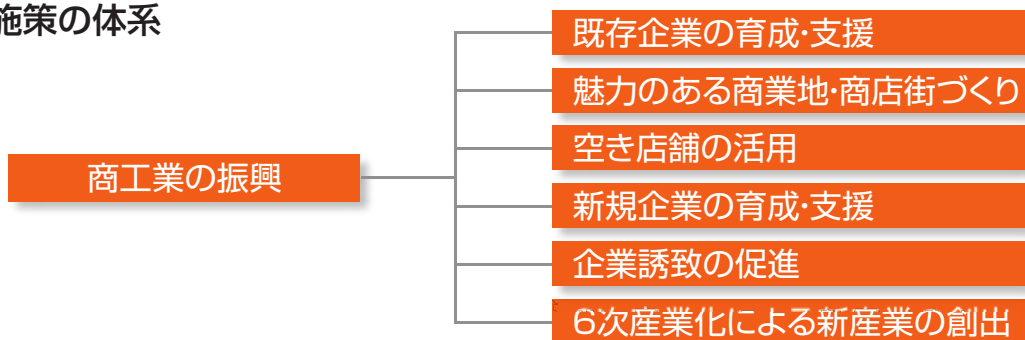
施策大綱 7 商工業の振興

◆現状と課題

大型店舗への消費者の流出や、経営者の高齢化により、商店街に空き店舗が増えています。このことは、商業の沈滞、商店の経営悪化だけでなく、商店街が形成されたまちの活気や治安面にも影響を与えるための対策が必要です。

また、地域経済の活性化、雇用創出の観点から企業誘致の推進も必要となっています。

◆施策の体系



◆主な施策

No.26 既存企業の育成・支援

地域の担い手である商工業者の減少を防ぐため、後継者の育成とともに、既存事業者の育成・支援を商工会と連携して促進します。

No.27 魅力のある商業地・商店街づくり

地場産業や観光施設との連携により、訪れる人に香南市をまるごと感じてもらうことのできる、魅力ある商業地・商店街づくりを促進します。

No.28 空き店舗の活用

人が集い、互いに交流し、生活を楽しむ空間として、また、地域の情報発信地として活用し、魅力・にぎわいのあるまちづくりに取り組みます。

商工会との情報交換や消費者の動向を踏まえ、新規開業者等への支援策も視野に入れながら、市内商店街の活性化に取り組んでいきます。



No.29 新規企業の育成・支援

地域に雇用と経済の活性化を生み出す新規企業に対して、商工会や関係機関との連携を図りながら、各種免除・助成事業の情報提供など、各企業の状況に対応した育成・支援を推進します。

No.30 企業誘致の促進

自然環境に優しい、また、地域の産業と連携・融合できる企業の誘致を推進し、若者の定住促進や就労機会を創出します。

雇用の場の確保は、市の施策上重要な位置づけであり、県の産業振興計画や企業立地促進法県基本計画等を踏まえ、関係機関と連携を図りながら新規工業団地の開発に取り組みます。

また、新規誘致企業はもとより既存企業を含めた各種助成制度の充実を図ります。

◇現在開発中の仮称「香南工業団地」の概要

開発総面積	約13.4ha
分譲面積	約 7.9ha



No.31 6次産業化*27による新産業の創出

農産物や水産物の生産だけでなく、流通・販売にも生産者が主体的にかかわることで、生産者自身が付加価値を生みだし、産業を活性化できる仕組みづくりに取り組みます。

特に取り組む個人や団体、農協や関係機関と連携をして、補助事業の活用等を含めて支援していきます。

◆まちづくり指標

まちづくり指標	現況(H22)	目標(H28)
空き店舗の活用件数	4件	↗

用語解説

*27 6次産業化…農林漁業で生産(第1次産業)だけでなく、食品加工(第2次産業)、流通・販売(第3次産業)にも主体的・総合的にかかわり合うことで高付加価値化を図り、活性化につなげていこうという考え方。東京大学名誉教授の今村奈良臣が提唱し、1+2+3=6で6次産業と呼ぶ。

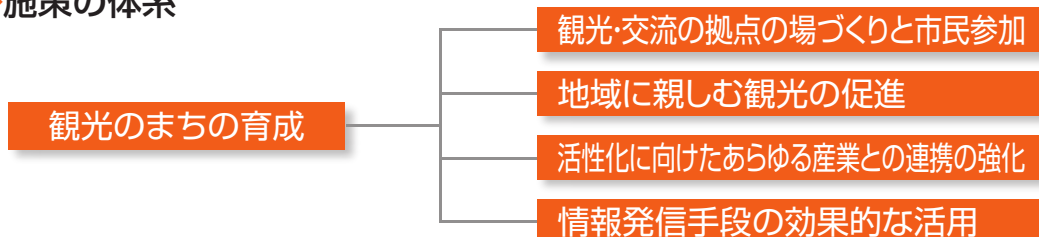
施策大綱 8 観光のまちの育成

◆現状と課題

絵金蔵や県立のいち動物公園、ヤ・シィパーク、桜づつみ公園、シースポなど個性豊かな観光スポットは、市民の憩いの場として、さらに県内外から多くの来訪者を集め、地元へ活力をもたらしています。

また、冬の夏祭りや佐古祭りなど、地元商店街や地域の住民力を活かして行われる個性的なイベントを通して、訪れた人たちが地域との交流を楽しめる機会をつくることや、地域の情報発信力の強化にも取り組む必要があります。

◆施策の体系



◆主な施策

No.32 観光・交流の拠点の場づくりと市民参加

地域の歴史・文化資源、産業などをまちの財産として、人と人、地域と地域など交流の輪を広げ、その魅力に出会いふれあえるような交流の場づくりを促進します。

また、近隣市町村やJR、ごめん・なはり線等と連携して観光ルート・コース等の開発や、充実した内容の情報提供に取り組むなど、中央広域市町村圏事務組合や物部川流域との連携も強化しながら広域連携による観光振興を促進します。

No.33 地域に親しむ観光の促進

観光レクリエーション施設や史跡などを紹介するボランティアガイドの育成・支援を推進します。

また、塩の道・ウォーキングトレイル・サイクリング道などを骨格とした、徒歩や自転車でも地域の風土や歴史に触れ、魅力を満喫できる環境づくりを推進します。



No.34 活性化に向けたあらゆる産業との連携の強化

地域の景観や地場産品の買い物、地域内での飲食などを楽しんでもらうために、第1次産業や第2次産業、第3次産業との連携強化を図ります。

No.35 情報発信手段の効果的な活用

地域の情報や魅力を多くの人に伝えるため、ホームページやガイドブック等の情報発信手段を効果的に活用するとともに、ごめん・なはり線駅や道の駅、市内公共交通機関などを地域情報の発信拠点として活用します。

また、高知東部自動車道*28について夜須、香我美、野市の各インターチェンジの完成等、整備状況を視野に入れ、ヤ・シィパークへの集客を考慮し、観光協会や商工会等関係機関との連携を強化します。

◆まちづくり指標

まちづくり指標	現況(H22)	目標(H28)
絵金蔵の入館者数	10,432人	11,500人
ボランティアガイド(案内人)数	5人	30人
塩の道保存会の案内・研修等受入数	252人	400人
「まるごと旨市」*29への参加事業所数	17事業所	29事業所



用語解説

*28 高知東部自動車道…県東部にある国道55号のうち、高知市から安芸市までの36kmの区間を、新たに自動車専用道路として整備する道路。

*29 まるごと旨市…香南市を代表する1次産品や、それを活用した加工品等を全国にPRしていくために作成されたお中元・お歳暮カタログ。

〔個別関連計画〕香南市マリンスポーツ振興計画

施策大綱 9 雇用促進対策

◆現状と課題

新卒者や失業者の働く場の不足や雇用のミスマッチ^{*30}は、県外への人口流出や地域を担う人材の喪失につながっています。地域の活性化を図り、市民がゆとりある地域生活を営むために、働く場所が地域の中にあることが望まれます。

また、若者の早期離職問題など、若者の働くことに対する意識啓発への取り組みが求められています。

◆施策の体系



◆主な施策

No.36 いきいきと働くことのできる環境の整備

農林水産業、商工業、観光など各産業の振興とともに、少子高齢化、情報化社会など、時代の流れの中で発生する新たなビジネスチャンスや、地場産品の加工などの起業化への支援を促進し、地域内における働く場の拡充を図ります。

また、働きやすい職場環境を実現するために、雇用環境改善のための意識啓発活動を行います。

No.37 雇用情報の提供と雇用の支援

ハローワーク^{*31}や企業など、さまざまな分野との連携を強化し、雇用情報の提供促進を図り、就労機会の拡大に努めます。

No.38 職場体験学習・インターンシップ^{*32}の受け入れ支援

職場体験学習やインターンシップ等、子どもの発達段階に沿った勤労観や職業観を育む教育現場の取り組みに対して、積極的に協力します。

また、市内の企業等の受け入れについても支援していきます。



◆まちづくり指標

まちづくり指標	現況(H22)	目標(H28)
新規誘致企業数	0社	3社
市内の中学生職場体験受け入れ事業所の数(のべ)	77事業所	↗

用語解説

^{*30} 雇用のミスマッチ…雇用の需要はありながら、それを満たすだけの人材がいないこと。また、雇用者が「職業能力・経験」を重視する一方、雇用される人が「やりたい仕事」を重視すること。

^{*31} ハローワーク…公共職業安定所の愛称。職業安定法に基づき、都道府県労働局長の指揮監督のもとに、職業紹介・職業指導・失業給付などに関する事務を無料で行う国の行政機関。

^{*32} インターンシップ…会社などでの実習訓練期間。学生が在学中に自分の専攻に関連する企業に体験入社する制度。体験就業。

第3章 いきいき健やか人に優しいまちづくり

第1章

第2章

第3章
いきいき健やか人に優しいまちづくり

第4章

第5章

第6章

第7章

第1次香南市振興計画後期基本計画

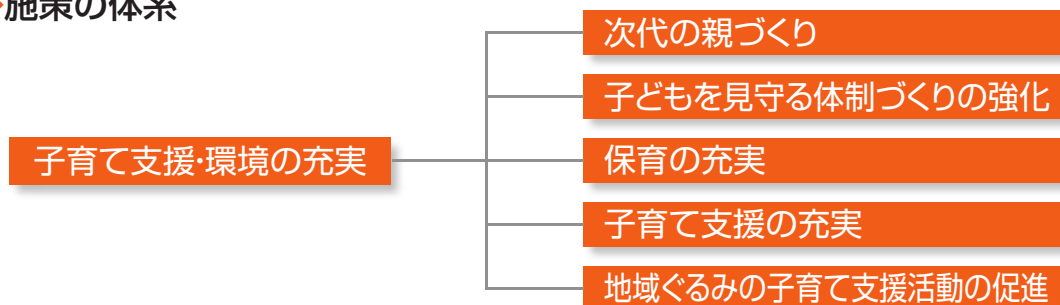
施策大綱 10 子育て支援・環境の充実

◆現状と課題

長期的な経済の停滞や地域における人間関係の希薄化、ひとり親家庭の増加、子育てに関する負担感・不安感の増大、児童虐待の増加など、子育てにかかわる環境の変化や深刻な問題が起こっています。このような状況の中、誰もが安心して子どもを生み育てることができ、子どもがいきいきと健やかに育つ環境をつくることが課題となっています。

また、児童虐待の発生予防・早期発見・迅速で適切な支援を行うため、担当職員の専門性や資質を向上させ、関係機関の連携を深めることが必要です。

◆施策の体系



◆主な施策

No.39 次代^{*33}の親づくり

次代の担い手である子どもたちが、命の大切さや、男女ともに協力して家庭を持ち、子育てを行うことの意義を学ぶ機会を充実するとともに、市民全体に子育て支援に対する理解を深める取り組みを推進します。



No.40 子どもを見守る体制づくりの強化

虐待発生予防のため、出産前から支援が必要な妊婦（特定妊婦）や要支援児童を把握し、継続して対応します。

また、香南市要保護児童^{*34}対策地域協議会の機能を充実し、それぞれの機関で適切な支援を行います。

さらに、専門の家庭相談員を配置し、相談事業の体制を強化します。

用語解説

^{*33} 次代…次の世代、子どもの代のこと。

^{*34} 要保護児童…児童福祉法により、①保護者のいない児童（孤児、保護者が行方不明等の児童）、②保護者に監督・保護させることが不適当と認める児童（保護者に虐待されている児童、保護者の疾病等により必要な監督・保護を受けることができない児童、不良行為を行うまたは行うおそれのある児童等）。



No.4.1 保育の充実

乳児保育、延長保育、障害児保育など、多様化するニーズに合った保育サービスの充実を推進するとともに、入所児童の健康管理や、保育中に体調不良となった児童への対応など、より一層きめ細やかな保育に努めます。

また、保育士や幼稚園教諭の資質向上を目指した研修等を実施するなど、共通目標を持って、保育・教育内容の充実を図ります。

No.4.2 子育て支援の充実

地域子育て支援センター事業^{*35}や一時預かり事業^{*36}を充実するとともに、子育て短期支援事業(ショートステイ)や育児サークルの育成と活動支援を行うことによって、子育てへの負担感や不安感の解消を図ります。

また、ひとり親家庭の自立と生活の安定のため、各種給付制度等の活用や普及を推進します。

No.4.3 地域ぐるみの子育て支援活動の促進

地域住民およびボランティア団体などが主体となった子育て支援活動や、子どもの育成活動・世代間交流を促進するとともに、放課後児童クラブを含む子どもの健全な育成に向けた「子どもの居場所づくり」の充実を図ります。

また、各種団体と連携しながら、子どもを交通事故や犯罪などの被害から守るための取り組みを促進します。



◆まちづくり指標

まちづくり指標	現況(H22)	目標(H28)
放課後児童クラブまたは放課後子ども教室を設置している小学校区数	7小学校区	8小学校区 (全学区)

用語解説

^{*35} 地域子育て支援センター事業…子育て家庭の育児不安に対する相談指導、子育てサークルへの支援、地域の保育資源や子育てに役立つ情報の収集・提供などを専任の職員を配置して行う事業。

^{*36} 一時預かり事業…保護者の病気などの緊急時や育児疲れなど、一時的に保育が必要となきに、保育所で児童を保育し、未就園児家庭の子育てを支援する事業。

施策大綱 11 健康づくりの推進

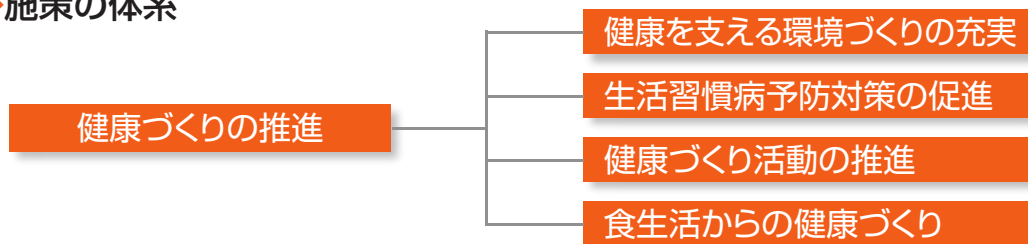
◆現状と課題

生活スタイルや食生活の変化により、高血圧から起因する心疾患・脳血管疾患、がんなどの生活習慣病が増加しています。

また、壮年期*37の健診受診率が低く、健康への関心の低さが課題となっています。

特に食生活の変化については、食への関心に意識差があり、朝食の欠食や不規則な食習慣、栄養バランスの偏りがあるため、生活習慣と食生活の改善が望まれます。

◆施策の体系



◆主な施策

No.44 健康を支える環境づくりの充実

妊産婦・乳幼児に対する健康診査や訪問指導などの母子保健の充実を図ります。

また、定期予防接種および高齢者インフルエンザ予防接種に対して、正しい知識を持って安全に接種できるよう、広報等を通して情報提供を行います。

さらに、歯と口の健康づくりについては、乳幼児から成人まで、生涯を通じた取り組みを促進します。



No.45 生活習慣病予防対策の促進

特定健康診査やがん検診などの充実を図り、病気の予防と早期発見を促進します。

また、生活習慣を改善するための特定保健指導等を行い、高血圧・糖尿病などの有病者、予備軍の減少に取り組みます。

特に、早期からの生活習慣病予防対策として、20～30歳代の年齢層から健康診査を促進します。

No.46 健康づくり活動の推進

ウォーキングや家庭血圧の測定、体力・健康づくり活動など、香南市健康推進員協議会の主体的な健康づくり活動や、地区組織と連携した健康づくり活動を推進します。

また、運動・栄養・休養のバランスがとれた健康生活に対する意識を高めるため、健康講座・講演会の開催などによる啓発や、教育の充実を図ります。

用語解説

*37 壮年期…40歳から64歳までの人。

〔個別関連計画〕香南市こどもプラン、香南市健康増進計画こうなん元気21、香南市特定健康診査等実施計画

No.47 食生活からの健康づくり

「香南市食育推進計画」に基づき、生涯にわたる健康な食生活の実践に向けて、家庭、地域、保育所、幼稚園、学校、関係機関、関係団体等が連携した食育の推進とライフステージに沿った健康な食生活を推進します。

また、食生活改善推進協議会の生活習慣病予防活動や幅広い世代への食育活動を支援するとともに、地域に根ざした食生活事業の充実を図ります。

さらに、食の安全や栄養に関する情報提供、地産地消を推進し、郷土料理など地域の食文化の伝承を図り、健康で豊かな食生活の実践に向けた事業に取り組みます。



◆まちづくり指標

まちづくり指標		現況(H22)	目標(H28)
特定健診受診率		35.5%	↗
健康についての講演会への参加者数		40人/回	60人/回
朝食を毎日食べている人の割合 ※1	3歳児	95.5%	98.0%以上
	小学3年生～小学5年生	93.0%	95.0%以上
	中学1年生～中学2年生	92.0%	92.0%以上
	20歳以上	90.4%	92.0%以上

※1)3歳児、20歳以上：3歳児健診受診者とその保護者へのアンケート結果
小学3年生～小学5年生、中学1年生～中学2年生：生活行動学習活動調査結果

12 高齢者福祉の充実

◆現状と課題

核家族化や高齢化に伴い、高齢者のみの世帯や独居の高齢者世帯が増えてきています。このため、介護が必要になった高齢者やその家族が安心して暮らすことのできる、支え合いの体制づくりの充実が求められています。

また、地域や社会の中でやりがいを感じたり、必要とされる生きがいがづくりへの取り組みが求められています。

◆施策の体系



◆主な施策

No.48 福祉サービスとみんなで支え合う体制の充実

通所介護、訪問介護などの介護保険サービスの充実と共に、独居高齢者や認知症高齢者等を支える地域の見守りネットワークを促進し、地域で支え合う仕組みづくりに取り組みます。

また、社会福祉協議会が実施する地域福祉サービス^{*38}を地域全体で促進し、きめ細かく、より充実したサービスの提供を推進します。

No.49 元気で長生き健康づくりの推進

高齢者の健康増進や介護予防^{*39}を勧めるため、筋力の維持向上、適正な食生活、歯や口の動きの改善、認知症予防のための事業を推進します。

No.50 生きがいの充実

高齢者のいきいきとした生活を促進するため、趣味、生涯学習や生涯スポーツ、子どもたちとの交流を進めます。

また、コミュニティ活動やボランティア活動を通じた高齢者の積極的な社会参加を支援するとともに、高齢者の持つ豊かな社会経験や知識、能力が活かせるようにシルバー人材センターへの支援を行います。

◆まちづくり指標

まちづくり指標	現況(H22)	目標(H28)
認知症サポーター ^{*40} の数	476人	1,000人
高齢者体操自主グループ数	19グループ	25グループ
高齢者いきいきクラブ ^{*41} 参加者数(のべ)	5,957人	6,500人

用語解説

^{*38} 社会福祉協議会が実施する地域福祉サービス…お弁当の配食サービスやひとり暮らしの高齢者を対象に地域支援員が行うニーズ調査など。

^{*39} 介護予防…介護を必要とする状態を未然に防ぐこと。また、今は介護が必要でもできるだけ、体の機能を改善すること。

^{*40} 認知症サポーター…市民を対象とした「サポーター養成講座」を受講した人が認知症サポーターとなり、認知症の人を支援する。

^{*41} いきいきクラブ…地域のボランティアが中心となって、65歳以上の人を対象に、体操やレクリエーション、栄養や認知症予防の内容で活動するサークル。

【個別関連計画】香南市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

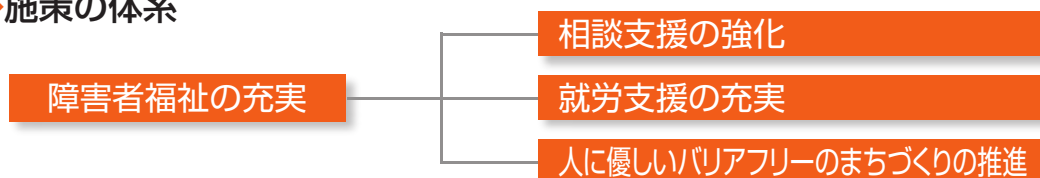
施策大綱 13 障害者福祉の充実

◆現状と課題

障害のある人が増えるなか、本人・家族の高齢化や近所づきあいの希薄化により、日々の生活だけでなく、将来への不安が大きくなっています。そのため、それら多様化するニーズに対して、必要なサービスを選択できるよう、相談支援の強化を図る必要があります。

また、現在のサービスで対応しきれない部分については、新たな仕組みづくりやボランティア・地域住民との支え合いなどの取り組みが必要です。

◆施策の体系



◆主な施策

No.5.1 相談支援の強化

障害のある人が住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを送ることができるよう、「香南市障害者基本計画」および「香南市障害福祉計画」をもとに情報・サービスの充実を図ります。そして、必要な人に必要なサービスが提供できるための相談窓口の周知を図ります。

また、多様な相談に対応できるよう、専門機関や住民組織など、各団体と連携し、ネットワークを強化していきます。

No.5.2 就労支援の充実

「福祉施設から一般就労へ」*42を基本に、就労支援のためのサービス提供を図るとともに、一般就労を支援促進する環境づくりを進めていきます。

また、就労支援事業所等の販売商品のあっせんを行い、事業所運営の安定や工賃*43倍増計画に協力していきます。

No.5.3 人に優しいバリアフリーのまちづくりの推進

公共施設や公衆トイレ、生活道路の整備に合わせて、障害のある人が利用しやすいよう、必要な改善を推進します。

また、障害のある人とその家族が地域の中で安心して暮らしていけるように、地域住民の意識啓発を図るため、障害者と地域との接点となる、さまざまな機会づくりに取り組みます。



◆まちづくり指標

まちづくり指標	現況(H22)	目標(H28)
支援センター平均利用者数	16人/日	20人/日
音読ボランティアの養成	—	実施

用語解説

*42 「福祉施設から一般就労へ」…障害がある人にその能力や意向に応じて、福祉施設での就労で終わらず、一般企業への就労に向けて支援をしていくこと。

*43 工賃…物を制作、加工する労力に対する手間賃。

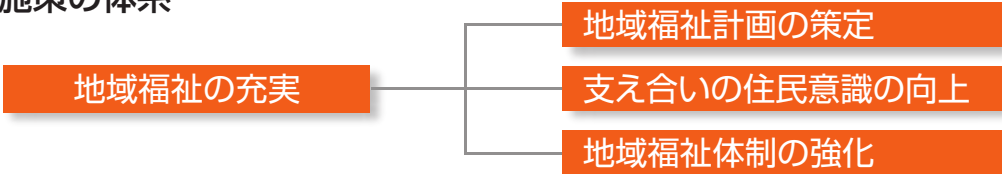
〔個別関連計画〕香南市障害者基本計画、香南市第3期障害福祉計画

◆現状と課題

すべての人が安心して地域の中で、その人らしい充実した生活が送れるまちをつくるためには、行政による福祉サービスの提供だけでは限界があります。近年、農家の兼業化や市外への通勤者の増加により、地域で営み、地域に密着していた生活スタイルが変化し、身近な集落や地区のコミュニティ、地域の連帯感や協調性が希薄になってきています。

また、少子高齢化、高齢者のみの世帯の増加により、共に支え合い安心して暮らせる地域づくりを進める必要があります。

◆施策の体系



◆主な施策

No.54 地域福祉計画の策定

誰もが住み慣れた地域で、生きがいや楽しみを持って心豊かに暮らせるよう、温かい心で支え合う地域社会づくりを目指した総合的な計画を、地域住民の参加により策定します。

No.55 支え合いの住民意識の向上

香南市ボランティアセンター^{*44}の機能を充実するため、新たな活動者の発掘・仲介・団体支援やネットワークづくりを進めるとともに、市民のボランティアセンターとして、地域を支えることのできる住民参加型のセンターづくりに取り組みます。

また、自殺問題への「気づき」、専門機関への「つなぎ」を円滑にし、早期発見・対応できるよう市民への普及啓発を図ります。

No.56 地域福祉体制の強化

地域福祉の中心的な役割を担う香南市社会福祉協議会の充実や、民生委員・児童委員協議会の活動を支援します。

◆まちづくり指標

まちづくり指標	現況(H22)	目標(H28)
香南市地域福祉計画	—	平成24年度策定

用語解説

^{*44} 香南市ボランティアセンター…地区または職場や学校において、ボランティアに関する事務を行い、ボランティアの活性化を図る組織。香南市では社会福祉協議会と連携して社会福祉協議会に設置。ボランティア情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務、広報誌の発行、ボランティアに関する教育・研修の場、ボランティアの情報交換の場として機能している。

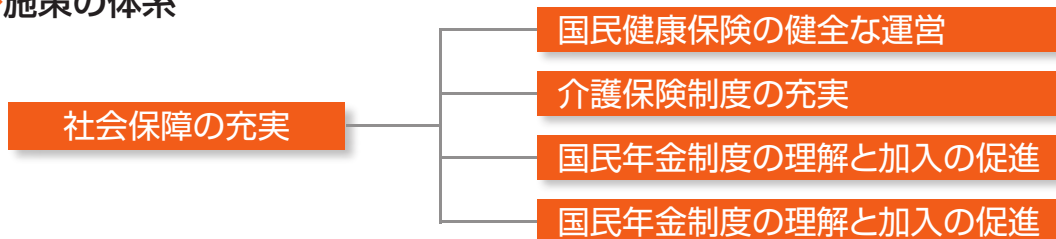
施策大綱 15 **社会保障の充実**

◆現状と課題

国民健康保険制度や後期高齢者医療制度は、誰もが安心して医療を受けることができる制度として大きな役割を担っています。しかし、医療費の増大や、近年の厳しい経済状況による失業者の増加、就労収入の減少などにより、財政運営は厳しいものとなっています。

また、この厳しい社会情勢に伴い、生活保護世帯は年度ごとに増加傾向にあります。このような低所得世帯の生活安定を促進するため、就労支援を強化するとともに、就業機会や学習機会の確保を図る必要があります。

◆施策の体系



◆主な施策

No.57 国民健康保険の健全な運営

国民健康保険税の収納^{*45}率向上による財源の確保に努めるとともに、医療費通知やレセプト^{*46}点検の実施、ジェネリック医薬品^{*47}の普及啓発により、医療費の適正化を推進します。

また、特定健康診査や特定保健指導を充実し、被保険者の疾病予防、健康増進を図ります。

No.58 介護保険制度の充実

介護保険制度を健全に運営するとともに、地域包括支援センター^{*48}を地域の包括体制を構築する中核機関として位置づけ、サービスの充実を図ります。

No.59 国民年金制度の理解と加入の促進

国民年金制度の趣旨や制度について理解と普及を図り、年金制度への適正な加入を促進します。

No.60 低所得者福祉の充実

適正な生活保護行政^{*49}を実施するとともに、生活困窮^{*50}者への相談援助活動の充実を図ります。

また、経済的自立と生活安定を促進するため、就労支援員を配置するとともに、無料職業紹介所を開設するなど就労支援の強化充実を図ります。

さらに、ハローワークなど関係機関との連携を図りながら、就労の促進など自立に向けた支援を行います。

◆まちづくり指標

まちづくり指標	現況(H22)	目標(H28)
国民健康保険税の収納率(現年分)	92.78%	↗

用語解説

^{*45} 収納…国または地方公共団体の会計で、現金を受領すること。

^{*46} レセプト…患者が受けた診療について、医療機関が保険者(市町村や健康保険組合等)に請求する医療費の明細書。

^{*47} ジェネリック医薬品…新薬は、最初に開発・発売される薬で、開発メーカーは特許期間中、独占的に製造・販売することができる。その特許期間の満了後に、厚生労働省の承認のもとに発売される薬がジェネリック医薬品である。開発期間が短く、開発コストも大幅に抑えられるため、価格が新薬の約2割～7割に設定されている。

^{*48} 地域包括支援センター…介護保険法で定められた、地域住民の保健福祉、医療の向上、虐待防止、介護予防など総合的に行う機関。市町村に設置される。

^{*49} 適正な生活保護行政…国民の最後のセーフティネットとなる生活保護制度の運用に当たり、①保護を受けるべき人が保護を受け、②保護を受けてはならない人が受けず、③保護を受けている人もその人の能力に応じた自立を図ることを法律などに基づいて行うこと。

^{*50} 困窮…困り果てること。貧しいために生活に苦しむこと。

第4章 安心安全で快適なまちづくり

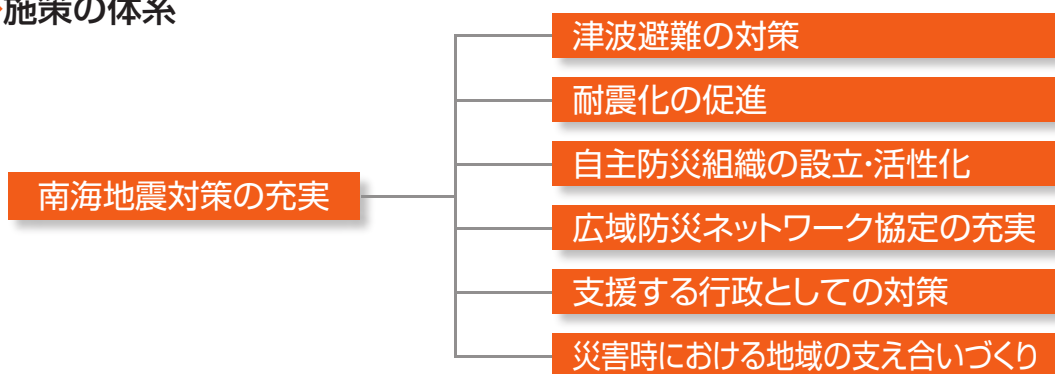
施策大綱 16 南海地震対策の充実

◆現状と課題

今世紀発生が予想されている南海地震および東海・東南海等の連動地震に備えるために、自主防災組織の設立や防災訓練の実施などのソフト対策、避難場所の整備等のハード対策を実施し、地震・津波・火災等の防災および減災対策強化が求められています。

また、障害のある人や高齢者など要援護者への対応も求められています。

◆施策の体系



◆主な施策

No.61 津波避難の対策

防災コミュニティセンターなどの津波避難施設や、高台への避難路、デジタル防災行政無線などのハード整備を行います。

また、「揺れたら逃げる」意識を徹底するために、「香南市津波避難計画」の策定や地域防災計画の再検討、また、市総合防災訓練による避難訓練を毎年継続的に実施します。

なお、防波堤の点検や強化の実施を関係機関に働きかけていきます。

No.62 耐震化の促進

個人住宅の耐震化促進や家具転倒防止対策を行うとともに、避難場所となる公民館など公共施設の耐震化を図ります。

No.63 自主防災組織の設立・活性化

災害時には「自分たちの地域は自分たちで守ること」を基本に、地域の防災活動を行う自主防災組織の設立を促進するとともに、設立後も継続的な防災活動を支援し、活動の活性化を図ります。

No.64 広域防災ネットワーク協定の充実

南海地震が発生した場合、市のみでは十分な応急対策を実施することができないことが想定されるため、食料・生活必需物資・資機材の提供、また職員の派遣などについて、遠隔地の自治体間でネットワーク協定を結んでいます。今後も合同防災訓練などを通じ、顔の見える応援関係を続けていきます。

用語解説

〔個別関連計画〕香南市津波避難計画、香南市地域防災計画、香南市業務継続計画

No.65 支援する行政としての対策

非常食や災害時物資の備蓄を計画的に進めるとともに、企業・団体等と防災協定の締結を行うことにより、災害時に迅速な対応のできる体制づくりに努めます。

また、大規模地震を想定し、市民生活や社会経済活動等への影響を最低限度に抑えるため、「香南市地域防災計画」に定められた応急・復旧業務に加え、継続すべき通常業務を特定した「香南市業務継続計画」を策定します。

No.66 災害時における地域の支え合いづくり

【災害時要援護者^{*51} 支援対策の推進】

「香南市災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)」に基づき、災害時要援護者を地域で支え合う仕組みづくりを推進し、避難所等での支援を的確に行うために、福祉避難所の設置運営体制の確立に努めます。

また、保育所・幼稚園・小学校・中学校でも災害予防対策・危機管理体制を確立させ、子どもの安全確保に努めます。

【災害ボランティアセンター^{*52}の充実】

大規模災害時に被災地の人々の「暮らし」の個別ニーズに対応するために、社会福祉協議会や各種ボランティア団体等で設置・運営する「香南市災害時ボランティアセンター」の体制強化に努めます。

また、拠点となる災害ボランティアセンターを置き、必要に応じてサテライト^{*53}施設を開設します。

◆まちづくり指標

まちづくり指標	現況(H22)	目標(H28)
防災訓練参加者数	5,319人	7,000人
耐震診断件数	48件/年	70件/年
耐震工事件数	11件/年	50件/年
自主防災組織率	83.0%	100.0%
香南市災害時要援護者避難支援プラン(個別計画)作成件数	0件	全地域で作成完了を目指す



用語解説

- ^{*51} 災害時要援護者(要援護者)…高齢者世帯、要介護者、障害者、難病患者、妊婦、5歳未満の乳幼児、日本語に不慣れな外国人といった災害時に1人で避難が難しい住民のこと。このうち、避難対策の対象者の範囲や優先順位は各自治体が決める。
- ^{*52} 災害ボランティアセンター…主に災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織。災害予防に関するボランティアの養成や市民向け防災教育・訓練、防災啓発活動を行うボランティアの拠点。
- ^{*53} サテライト…本拠を中心として見た時に衛星(サテライト)のように存在する施設。香南市では、野市図書館(暫定)を災害ボランティアセンターの活動の足場となる重要な地点として置き、必要に応じて地域にある小学校や公民館をサテライトとして開設する。

【個別関連計画】香南市災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)

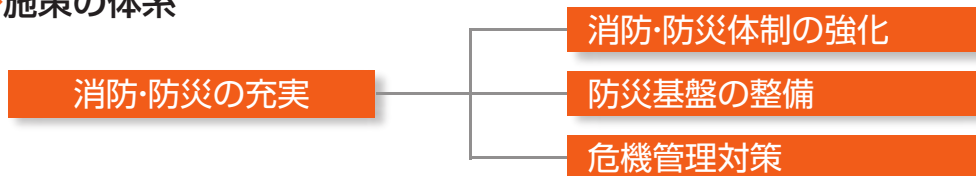
施策大綱 17 消防・防災の充実

◆現状と課題

地震津波等や大雨による水害に備えるために、消防団の充実強化、地域防災体制の整備、災害時の避難場所となる公共施設等の強化が求められています。

また、将来の地域防災の担い手を育てる基盤的活動や初期消火訓練等を実施し、消防・防災意識の強化を図る必要があります。

◆施策の体系



◆主な施策

No.67 消防・防災体制の強化

【救急・救命体制の強化】

救命率の向上に向けて救急救命士の養成に努め、救急業務の高度化を図るとともに、医療機関との連携強化など救急体制の整備を進めていきます。

また、市民による応急手当の知識の習得やAEDの使用方法を含めた救命講習を実施し、救命率の向上を図ります。

【消防・防災施設の整備】

複雑・多様化する火災や災害等に対応するため、消防自動車や耐震性防火水槽の更新を計画的に行うとともに、地域の防災拠点となる消防屯所^{*54}を計画的に整備し、消防機能の充実強化を進めます。

【消防・防災組織の充実強化】

地域の消防力を強化し、迅速な活動ができるよう、消防団員の確保や研修および訓練の強化を図ります。

また、地震津波等の発生時に、すべての団員が「自分の命、家族の命を守る」ことを最優先とした中で、消防団活動を行う「消防団別震災対応マニュアル」の作成を行います。

さらに、日ごろからの防災意識の高揚と災害に強い地域づくりを推進するため、地域住民による自主防災組織や女性防火クラブ、少年消防クラブ等の活性化と広報活動等の強化を図ります。



用語解説

^{*54} 消防屯所(しょうぼうとんしょ)…消防団(消防組織法に基づいて各市町村に設置される消防機関)の詰所。

[個別関連計画] 香南市消防計画

No.68 防災基盤の整備

急傾斜地などの危険個所の改善、土石流対策、河川改修などの治山・治水対策を推進するとともに、高波や津波、浸食対策などの海岸保全対策を関係機関に働きかけ、避難地や避難路、緊急時の輸送路の確保・整備を促進します。

また、いち早く正確な災害情報を地域住民と共有するために、双方向通信が可能な防災行政無線のデジタル化を図ります。

No.69 危機管理対策

武力攻撃やテロ攻撃など有事*55の際に、「国民保護計画」に基づき、国・県・関係機関などと連携を図りながら、市民の生命、身体、財産を速やかに守る体制づくりを推進します。

また、建設・電気・水道業者および医療機関との、災害時における各種協定や連携を推進します。

◆まちづくり指標

まちづくり指標	現況(H22)	目標(H28)
消防団に積極的に協力している事業所数 (消防団協力事業所表示証の交付数)	3事業所	8事業所
災害時危険個所の点検回数	不定期実施	年1回の実施
国民保護訓練*56の実施回数	未実施	年1回の実施



用語解説

*55 有事…戦争や天変地異や突然的な騒動など、非常な事態が起こること。

*56 国民保護訓練…国民保護法*57に基づき、国・地方公共団体・関係機関ならびに地域住民が一体となって共同訓練を実施し、国民保護計画の検証・確認等を行うこと。緊急対処事態における関係機関相互の機能確認および連携強化など、国民保護に関する対処能力の向上を図るとともに、国民の保護のための措置に対する国民の理解を促進する。

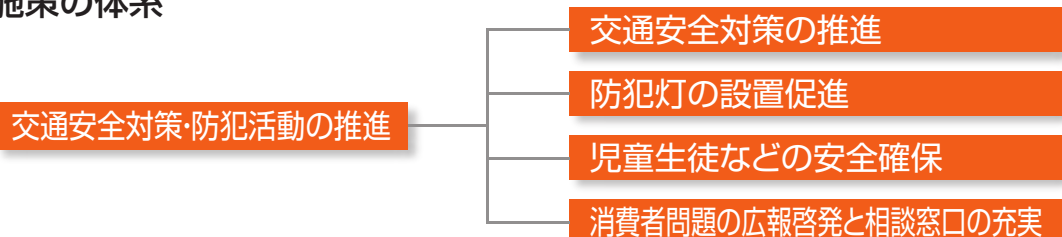
*57 国民保護法…正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」。武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体および財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されている。

施策大綱 18 交通安全対策・防犯活動の推進

◆現状と課題

道路・住宅の都市化により交通量も増え、高齢者、児童生徒の交通事故が懸念されています。
また、登下校時、学校の内外における不審者による嫌がらせなどの問題が発生しており、不審者メール配信サービスの実施などの対策を行っています。
さらに、近年、悪質商法や架空請求などによる被害者も多く見られています。
これらの被害を未然に防ぎ、拡大防止を図るため、広報誌やケーブルテレビ等既存の伝達手段の活用の方法や、その他の効果的な手段についての検討が必要となっています。

◆施策の体系



◆主な施策

No.70 交通安全対策の推進

交通安全市民会議を中心とした啓発活動（高齢者訪問、シートベルト・チャイルドシート着用の徹底等）や街頭指導、交通安全教室を行うとともに、交通安全施設の整備・充実を図ります。

No.71 防犯灯の設置促進

地区防犯灯設置の補助と、既存の防犯灯の維持管理を行います。
また、価格の安定してきたLED防犯灯を導入し、夜道の不安さを軽減するとともに電気代の負担を減らします。
これにより、市民が安全で快適に暮らすことができるように、市内のLED防犯灯の設置および修繕等の費用への補助を行います。

No.72 児童生徒などの安全確保

学校区の巡回活動を通じて、地域の防犯意識を高め、子どもが健全に育成できる環境整備を促すとともに、子どもが事件や事故に巻き込まれないように未然防止に努めます。

また、不審者情報の伝達や連絡網などの伝達ネットワークの活用、園便りや学校便り、掲示板での注意喚起・啓発を図り、子どもの安全を確保します。



No.73 消費者問題の広報啓発と相談窓口の充実

さまざまな消費者トラブルおよび被害を未然に防ぐために、情報提供や相談窓口などの広報啓発活動を行います。

◆まちづくり指標

まちづくり指標	現況(H22)	目標(H28)
市内のLED防犯灯の数	10基	1,200基
消費生活啓発記事の広報誌等への掲載数	5回/年	12回/年

施策大綱 19 道路の整備

◆現状と課題

現在の国道55号は、東南海・南海地震での津波の影響が考えられるため、建設中の高知東部自動車道や中山間地域を結ぶ広域農道が、生活面や産業面での利便性の向上だけでなく、防災面においても重要視されており、早期整備が求められています。

また、道路・橋梁(きょうりょう)の耐震整備を進めるとともに、緊急輸送路・避難路等として安全に使用できるよう、国道・県道・市道等の改良整備・維持修繕が必要となっています。

特に、暮らしの中で生活道路の役割は最も大きく、市民の安全を守り、利便性を確保するため、幹線道路を補完する道路網の整備が重要であり、通行車両や歩行者の安全確保に配慮した改良・整備が求められています。

◆施策の体系



◆主な施策

No.74 広域幹線道路の整備

国道55号の歩道整備や高知東部自動車道の早期整備、幹線県道未整備個所の整備促進を図ります。

No.75 地震に備える道路・橋梁の整備

緊急輸送路・緊急避難路として使用される市道・農道について、橋梁の耐震化を図るなど、地震をはじめとする災害に備え、整備を強化します。



No.76 生活の利便性・交通安全を確保するための道路の整備

スムーズな歩行を実現し、生活環境を改善するとともに、利用者の安全を確保するため、未改良で狭隘*58な路線の改良整備を行います。

No.77 生活道路としての市道・農道の維持修繕

生活道としての市道・農道の安全性を確保するため、危険個所の修繕や、橋梁の老朽化に備え、計画的な維持修繕を実施します。

◆まちづくり指標

まちづくり指標	現況(H22)	目標(H28)
耐震化した市道橋梁の数	0橋	10橋

用語解説

*58 狭隘(きょうあい)・・・幅が狭いこと。

[個別関連計画] 香南市橋梁長寿命化修繕計画

施策大綱 20 公共交通の充実

◆現状と課題

公共交通は、市民の日常生活と深く結びつき、快適な暮らしや地域の活性化にとって必要不可欠であり、高齢化によりさらにニーズが高まっています。

また、公共交通の利活用は、交通渋滞・環境問題や交通事故防止にも役立ちます。

市営バスについては、市民の交通手段として定着しつつあり、今後も利用者のニーズに合わせた効率的・効果的な運行が求められています。

◆施策の体系



◆主な施策

No.78 ごめん・なはり線と市営バス路線の機能充実

市民の交通利便性の向上と快適な通勤・通学環境づくりのために、土佐くろしお鉄道に対し、移動需要に見合った輸送の充実を働きかけます。

また、市営バスについては、他の公共交通機関を利用できない地域や、高齢者等の交通弱者対策としての公共交通の確保をするとともに、各地域を効率良く結び、利便性の高い路線や運行ダイヤ編成を図ります。

No.79 公共交通の利用促進

環境に優しいまちづくりの取り組みとして、公共交通機関の利用促進を啓発し、交通渋滞の緩和や騒音・排気ガスの低減を図ります。

◆まちづくり指標

まちづくり指標	現況(H22)	目標(H28)
市営バス利用者数	39,182人/年	40,000人/年



22 上・下水道の整備

◆現状と課題

上・下水道施設とも、地震対策や老朽施設の更新が必要となっています。

また、各地域で進められてきた上・下水道事業の基本計画を基に、各地域の実情に即した上水道施設の配水計画や下水道施設の生活排水対策を進めていくとともに、それぞれの事業の合理化や効率的な経営に向けた取り組みを推進していく必要があります。

◆施策の体系



◆主な施策

No.83 上水道の安定供給体制の確立

「香南市水道事業基本計画」に基づき、運営基盤の強化を図り、安心で安定した水道水の供給を推進します。

また、災害時、緊急時には、危機管理総合対策マニュアルに従い行動します。

No.84 下水道などの整備

公共用水域の水質保全、快適で衛生的な住環境を創造するために、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業の整備推進や、経営の安定を図るための加入促進、合併処理浄化槽設置の普及を図ります。

◆まちづくり指標

まちづくり指標	現況(H22)	目標(H28)
污水处理普及率	90.3%	93.3%



用語解説

〔個別関連計画〕香南市水道事業基本計画、香南市農業集落排水施設の最適整備構想策定計画および改築計画、香南市生活排水処理構想

施策大綱 23 土地利用対策の推進

◆現状と課題

豊かな自然環境の保全と活用を図りながら、更なる人口増加や企業誘致を推進していく中で、住宅の分散立地や宅地と農地が混在するなど、無秩序な開発が懸念されます。

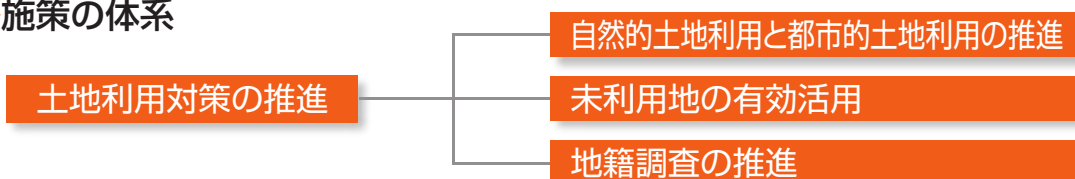
このため、自然的土地利用*63と都市的土地利用*64の区分を明確にする計画や土地利用について正しい順序で整えていくことが必要です。

市有地の中にも「売却・貸付・代替地等有効利用する土地」以外に、「道路整備などに伴う残地、施設撤去後の跡地および共同墓地等転用*65が困難」なものが多く存在しており、適正な管理が求められています。

また、現在利用されている公図*66等は現状と異なる個所が存在し、地図としての役割を果たしていない場合があります。

このため、土地資産をデータ化することで個所を明確にすることが必要となっています。

◆施策の体系



◆主な施策

No.85 自然的土地利用と都市的土地利用の推進

自然との調和を考慮した計画的・総合的な土地利用を推進するとともに、市街地においては、都市的土地利用が誘導できる道路網や公共下水の整備に努め、安全・安心で暮らしやすい住環境の整備に取り組みます。

No.86 未利用地の有効活用

公共工事に伴い発生した残地、遊休化した住宅跡地や墓地跡地などの未利用地については、協議会・自治会・町内会および福祉団体などと共同で維持管理に努めるとともに、市民の意見を聞きながら適正な土地利用を推進していきます。

◇公有財産*67管理状況(平成23年度実績)

(単位：カ所)

管理委託		貸し付け		売却に向けて 測量等行った もの	シルバー人材セン ターなどに草刈り 等を委託したもの
地域	社会福祉法人	地域	社会福祉法人		
1	6	3	2	4	51

No.87 地籍調査の推進

地籍調査によるデータ集積・登記*70処理を行い、資産の保全および土地の有効利用を図ります。

◆まちづくり指標

まちづくり指標		現況(H22)	目標(H28)
地籍調査の調査面積	計画面積	調査面積(累計)	調査面積(累計)
	120.19km ²	18.68km ² (15.5%)	22.01km ² (18.3%)

※調査累計面積は当該年度着手地区面積を含む

用語解説

*63 自然的土地利用…農地、森林、原野、河川、水路などといった自然の環境を整備・保全・活用していくこと。

*64 都会的土地利用…道路、住宅地、工業用地、その他の宅地といった都市に欠かせない基盤を整備・開発していくこと。

*65 転用…本来の目的を他に変わって使用すること。

*66 公図…登記所または市役所等に備えてある土地の図面。

*67 公有財産…国または公共団体が所有する財産。公有財産は行政財産*68と普通財産*69とに区別される。

*68 行政財産…地方公共団体において公用または公共用として役立てられるもの、または役立てられるものであると決定された財産。

*69 普通財産…行政財産を除いたすべての公有財産。未利用地は普通財産に多く含まれる。

*70 登記…一定の事項を一定の手続に従って登記簿という公の帳簿に記載し、民法上の権利や事実の存在を公示すること。

施策大綱 24 **情報化社会への対応**◆ **現状と課題**

情報通信ネットワークの充実は、これからの時代の中で、日常生活の利便性の向上や行政情報の提供はもとより、災害時の迅速な情報伝達等、さまざまな場面において必要不可欠なものになってきています。

また、インターネットの発達により誰もが、簡単にあらゆる情報に触れることができるようになった反面、公序良俗^{*71}に反したり、犯罪につながるような情報のはんらんやセキュリティ問題などが生じています。

行政においても、平成23年度から地方税電子申告制度が導入されるなど、行政事務の電子化が進んでおり、利用促進と同時に個人情報の保護や情報セキュリティ対策が必要になってきています。

◆ **施策の体系**◆ **主な施策****No.88 地方税電子申告制度の導入と市民への周知**

平成23年12月より地方税電子申告制度が導入されたことから、広報誌等を通じて市民に電子申告制度を周知し、利用を促します。

No.89 光化された情報通信ネットワークの有効活用

光化された香南ケーブルテレビのデータ放送などを利用して、行政情報や緊急情報を提供するとともに、IT講習の実施、公共施設でのパソコンの開放などを進め、いつでも、誰でも、ニーズに即した情報提供を受けられるまちづくりや、情報を活用できる人づくりを促進します。

No.90 情報化の進展に伴う弊害への対策

価値観やモラルが形成される、大切な時期の子どもたちへの悪影響を防ぐため、情報モラル^{*72}に関する認識および指導の充実を図ります。

また、個人情報保護や情報セキュリティ対策を推進します。

用語解説

^{*71} 公序良俗…公の秩序または善良の風俗の略であり、これに反する事項を目的とする法律行為は無効とされる。

^{*72} 情報モラル…情報社会を生きぬき、健全に発展させていく上で、すべての国民が身につけておくべき考え方や態度。

第5章 豊かな心を育むひとづくり

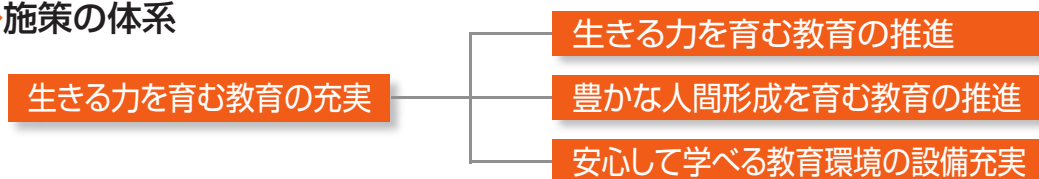
施策大綱 25 生きる力を育む教育の充実

◆現状と課題

子どもたちの教育を巡っては、家庭や地域の教育力の低下とともに、学力や学ぶ意欲の低下、基本的な生活習慣の確立、社会性や規範意識の醸成、いじめや不登校対策など、解決しなければならない課題が顕在化^{*73}しており、子どもたちの「生きる力」を育む教育が求められています。

また、子どもたちが災害等から、自らの命を守る教育が求められています。

◆施策の体系



◆主な施策

№91 生きる力を育む教育の推進

【子どもの良さを生かす教育の推進】

教職員の指導力を高め、指導体制を工夫改善することにより、子ども一人ひとりの良さを生かし、自ら考え、学ぶ意欲を引き出す授業を実現するとともに、豊かな人間性と確かな学力、たくましく「生きる力」を身に付ける教育を推進します。

【保幼小中連携の取り組み】

保育所・幼稚園・小中学校が「香南市保幼小中連携カリキュラム」に基づき、子どもの発達段階に応じて系統的に取り組みを進めることで、コミュニケーション能力、自尊感情^{*74}および規範意識^{*75}等を身につけた子どもたちを育成するとともに、親の子育てを支援していきます。

【開かれた学校づくり等の推進】

香南市内のすべての保育所、幼稚園、小中学校に評議員を配置して、保護者や地域との協力関係を高めるとともに、保育所評価および学校評価を実施し、運営改善を図ることで、保護者や地域に信頼される開かれた保育所・幼稚園・学校づくりを進めます。

【特別支援教育・不登校対策の充実】

障害や不登校など特別な支援の必要な子どもたちに対して、一貫した支援を行うために、子どもや保護者、教職員への相談体制や、教育支援センター（森田村塾）による子どもの居場所づくりなど、保健・福祉・教育関係機関が連携した支援体制の充実に努めます。

【防災教育の推進】

地震津波等の発生を想定した避難訓練の充実とともに、保護者や地域との連携を図り、幼少期からの防災教育の推進に努めます。

用語解説

^{*73} 顕在化…隠れていたものが明らかになること、はっきりすること。

^{*74} 自尊感情…自分自身をかけがえない存在と認め、欠点を含めありのままの自分自身を好きになる気持ち。

^{*75} 規範意識…社会のルールを守るなど、行動や判断の基準となるもの。

〔個別関連計画〕香南市教育振興基本計画、香南市こどもプラン

No.92 豊かな人間形成を育む教育の推進

【食育・健康教育の推進】

生涯にわたり、健康でいきいきとした生活を送るために、就学前から望ましい生活習慣や、食を通じた豊かな人間形成を育む食育・健康教育を推進します。

【地域文化の継承と学習】

地域の歴史や文化への関心を高めるために、見学や体験学習等を通じて、郷土への愛着心を培う教育を推進します。

【命を大切に作る心の育成】

乳児ふれあい体験や妊娠、性感染症予防などの健康教育を行い、命の尊さや性に関する学習を深めるなど、生命を大切に作る心を育てる教育を推進します。

No.93 安心して学べる教育環境の整備充実

【教育施設・設備の整備】

すべての保育所・幼稚園・学校施設の耐震・改修を完了させるとともに、遊具等の定期的な点検・補修を行い、安全の確保に努めます。

【安心・安全な給食の提供】

老朽化した給食センターを新たな統合給食センターとして建設するとともに、すべての給食施設で、衛生的で安心・安全な給食を提供します。

また、統合給食センターにおいては、アレルギー除去食の取り組み体制の充実を図っていきます。

さらに、香南市地産地消推進会議と連携し、地場産品の提供に努めます。

【見守り体制の充実】

子どもの安全を守るため、スクールガードリーダー^{*76}の配置やあいさつ運動などにより、学校・家庭・地域が連携した子どもの見守り体制を充実します。

◆まちづくり指標

まちづくり指標		現況(H22)	目標(H28)
保育所評議員・学校評議員制度実施数		12校4園	12校7所4園 (全校・所・園)
「早寝・早起き・朝ごはん」運動実施所園数		7所4園	7所4園
市内の学校施設の耐震補強・改修率 (昭和56年6月の建築基準法改正前の建築物)		92.6%	100.0% (H26年度までに完了予定)
不登校児童生徒 ^{*77} の発生率	小学校	1.1%	→
	中学校	5.1%	→

用語解説

^{*76} スクールガードリーダー…子どもの安全を守るために①通学路の巡回活動②不審者対応についての学校へのアドバイス③各地域で子どもを見守る「学校安全ボランティア(スクールガード)」の指導等の活動を行っている警察OBや教員OB等の防犯の専門家。

^{*77} 不登校児童生徒…何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは、社会的要因・背景により、登校しない、あるいは、したくてもできない状況にあり、年間30日以上欠席があった児童生徒。

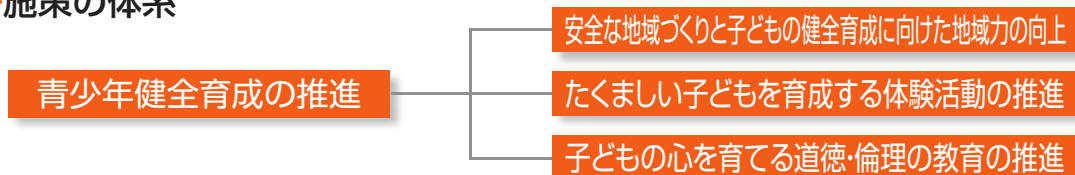
施策大綱 26 青少年健全育成の推進

◆現状と課題

青少年による犯罪や社会的弱者に対する事件の増加、児童虐待や学校でのいじめ、不登校などが近年大きな問題になっています。

このことは、地域で子どもを守り育てる環境の変化や核家族化などにより、家庭や地域での教育力が低下したことが原因であると考えられます。家庭や地域社会が担ってきた子どものしつけや基本的生活習慣を身につけるためにも、一人ひとりの個性を伸ばし、家庭や地域でいきいきとたくましく育つ、子どもの笑顔あふれるまちづくりを目指す必要があります。

◆施策の体系



◆主な施策

No.94 安全な地域づくりと子どもの健全育成に向けた地域力の向上

子どもたちが、地域や家庭の豊かな愛情の中で安心して成長できる、安全な地域環境の整備充実を促進します。

また、児童虐待等の予防や早期発見と迅速^{*78}かつ適切な支援が行えるよう、保幼小中高・家庭・地域が一体となって子どもの成長を見守る体制を整え、子どもたちの尊い命を守ります。

No.95 たくましい子どもを育成する体験活動の推進

地域社会と連携しながら、子どもたちに多種多様な体験活動や三世代交流事業などの機会を提供します。

また、既存の青少年関係団体の活性化を促進するとともに、香南市青少年健全育成市民会議など、青少年健全育成に関わる団体やボランティアの活動を支援し、学習の場の確保に努めます。

No.96 子どもの心を育てる道徳・倫理の教育の推進

道徳・倫理教育の重要性を再認識し、児童生徒がモラルの基本を身につける教育に取り組むとともに、異年齢児との交流や職業体験、社会奉仕などを通じて、子どもたちに豊かな人間性や社会性を育む教育活動を推進します。

また、家庭がしつけの主役となるよう、保護者の教育への関心を促すとともに、地域・学校が一体となって子どもの成長を見守る体制づくりを図り、規範意識・自尊感情等の重要性の啓発に努めます。

用語解説

^{*78} 迅速…物事の進み具合が非常に速いこと。

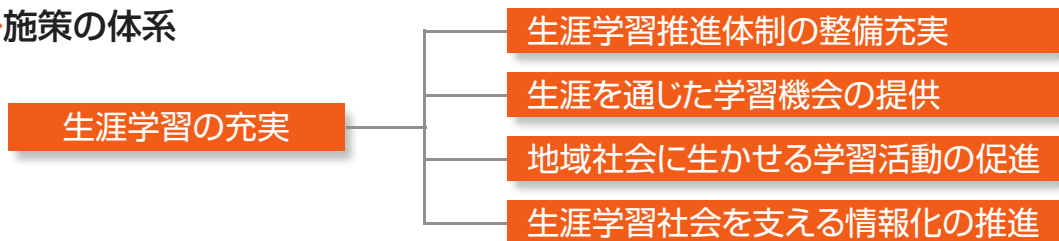
施策大綱 27 生涯学習の充実

◆現状と課題

心の豊かさや生きがいとなる生涯学習、芸術文化・創作活動などを行っているが、インターネット等の情報化が進み、特に講演や講座においては参加者の減少傾向や参加者の高齢化がみられます。

今後は、市民のニーズを調査・分析し、時代に合った魅力ある生涯学習の場の提供が求められています。

◆施策の体系



◆主な施策

No.97 生涯学習推進体制の整備充実

学習施設や人材を体系化するとともに、市民の自発的な学習活動を支援する生涯学習団体や指導者、地域リーダーの育成を図ります。

また、生涯学習拠点となる公民館や図書館などの機能充実を図るとともに、各種サークル活動を支援し、さらには、各課との連携を図ることで、生涯学習推進体制の確立に努めます。

No.98 生涯を通じた学習機会の提供

学習意欲の向上やボランティアの育成など、多様化・高度化する市民の学習ニーズに応えるため、アンケート調査を実施し、「香南市生涯学習計画」を作成します。それにより、家庭・地域だけでは実現できない高度な学習機会を設けるなど、あらゆる分野にわたる学習情報を提供します。

No.99 地域社会に生かせる学習活動の促進

生涯学習の拠点である公民館などにおいて、地域の特性を生かした学習活動の促進や、主体的に学習活動ができる環境づくりを図ります。

また、学習を通じて得た知識や経験を、自己実現や社会参加に結びつけることができる仕組みづくりとして、学習成果の発表の場の拡充^{*79}やイベントの開催など社会への還元^{*80}に努めます。

No.100 生涯学習社会を支える情報化の推進

子どもから高齢者まで、誰もがインターネットなどの情報通信ネットワークを簡単に利用できる環境整備を推進し、情報通信技術を活用できる人材の育成や、情報通信技術を活用した学習の推進に努めます。



◆まちづくり指標

まちづくり指標	現況(H22)	目標(H28)
リーダー養成講座の回数	—	12回/年
地域教育の見直しに向けたアンケート調査の回数	—	1回

用語解説

^{*79} 拡充…組織や施設を広げて、充実させること。

^{*80} 還元…もとに戻していくこと。物事をもとの形・性質・状態などに戻すこと。

〔個別関連計画〕香南市生涯学習計画

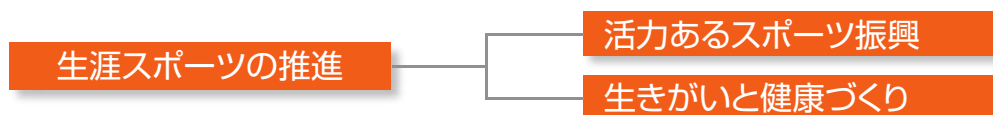
施策大綱 28 生涯スポーツの推進

◆現状と課題

スポーツと健康づくりは、豊かで活力に満ちた社会の形成や、一人ひとりの心身の健全な発達に不可欠です。

このため、生涯学習社会に適応したスポーツ振興と、健康の増進に向けた取り組みが求められています。

◆施策の体系



◆主な施策

No.101 活力あるスポーツ振興

各種スポーツの普及と競技力の向上を図るため、学校や地域と連携を図りながら、スポーツ教室や大会の開催、指導者の養成と人材の確保に努めます。

また、高知県を代表するマリンスポーツの拠点として、ヨットやシーカヤックなどのマリンスポーツの振興を図ります。

さらに、スポーツ少年団や体育協会などの活動を支援するとともに、体育・スポーツ・レクリエーションの普及振興に貢献した個人や団体を表彰します。



◇生涯スポーツ推進事業(スポーツ大会)

市長杯	※1	中学招待野球、ヨット、少年サッカー、中学サッカー パークゴルフ、バドミントン、ペタンク、ゴルフ ゲートボール、テニス
教育長杯	※2	ソフトバレーボール
その他		家庭婦人バレーボール、高知県中学相撲選手権 少年野球、小学校相撲、高知県中学校東部相撲 高知県高校冬季相撲、高知縣市町村駅伝
体育協会支部としての事業	町民運動会	5回(旧5町村)
	町民駅伝大会	5回(旧5町村)

※1)体育協会が主催する、一定競技レベル以上の大会

※2)教育委員会または実施団体が主催する、市民向けの参加型の大会

No.102 生きがいと健康づくり

年齢やそれぞれの条件に応じた生涯スポーツ・レクリエーションの普及に取り組み、生きがいづくり・健康づくりを推進します。

また、各体育協会、スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブ*81などとの連携を図り、市民の自主的自発的なクラブ活動を支援します。

用語解説

*81 総合型地域スポーツクラブ…幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブ(KONANスポーツクラブなど)。

【個別関連計画】香南市マリンスポーツ振興計画

歴史・文化資源の継承と地域文化の育成

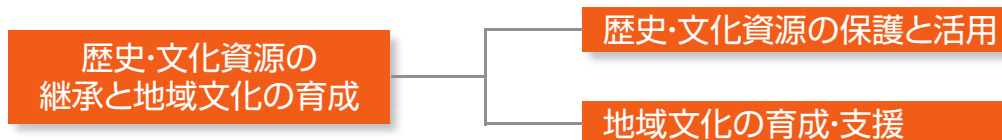
◆現状と課題

現在、文化財指定されていなかった文化財の指定を行いました。

また、分散していた埋蔵文化財を調査研究・集約し、一般に公開しています。

今後は、数多くの文化財をいかに保護・活用し、後世に残していくかが求められています。そのため、民具の調査や整理、指定文化財の保存や保護、調査研究も行っていく必要があります。

◆施策の体系



◆主な施策

No.103 歴史・文化資源の保護と活用

安岡家住宅*82の本格修復の実施と各地域で埋もれている石造物や城跡等を調査研究し、文化財として保護していきます。

また、収蔵している民具の調査・整理を実施します。

さらに、現在指定している文化財等を文化財センターで公開し、文化財保護の意識の高揚を図ります。

No.104 地域文化の育成・支援

文化財マップを作成・活用し、地域の歴史と文化についての知識と経験を養います。

また、多様な地域文化にふれ、古くから伝わる盆踊りなどを継承・研究する地域住民や団体の育成に努めます。

◆まちづくり指標

まちづくり指標	現況(H22)	目標(H28)
文化財に関する啓発事業の回数	3回/年	4回/年
文化財センターと他団体とのタイアップ事業の回数	—	1回/年



用語解説

*82 安岡家住宅(国重要文化財：平成17年7月22日指定)…文化4年(1807年)時の当主が郷土林を譲り受けた後、代々郷土職を勤めた家柄で、子孫には勤王の志士、覚之助・嘉助兄弟などがいた。現在香我美町山北に、母屋をはじめとする建物群が、旧郷土屋敷の雰囲気の色濃くとどめている。

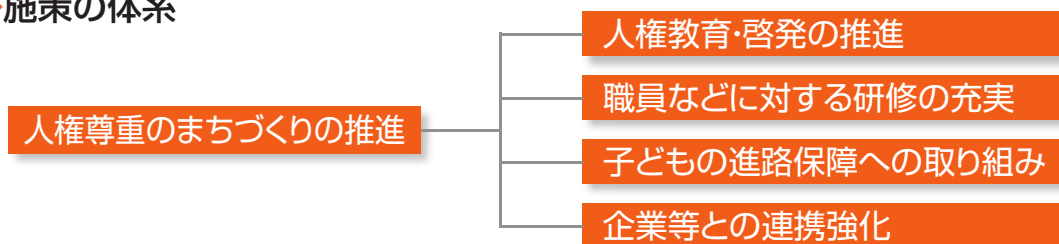
施策大綱 30 人権尊重のまちづくりの推進

◆現状と課題

私たちのまわりには、同和問題をはじめ、女性に対する差別や性的いやがらせ、子どもや高齢者へのいじめや虐待の問題、障害者や外国人に対する差別や偏見、高度情報化など社会情勢の変化に伴うプライバシーの侵害など、さまざまな人権問題が存在しています。

そのため、人権尊重のまちづくりに向けて、すべての市民の人権意識を高めることが重要です。

◆施策の体系



◆主な施策

No.105 人権教育・啓発の推進

市民に人権尊重の理念を広げるため、「香南市人権教育・啓発推進基本計画」に基づき、推進しています。人権啓発フェスティバル等イベントや施策を関係各課が実施し、市民および市人権教育研究協議会などと連携を図りながら、学校・職場・地域社会などの場を通して、効果的な教育・啓発活動を進めます。

No.106 職員などに対する研修の充実

高い人権意識を持って職務に従事することが求められる、市職員・教職員の一人ひとりが、豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立って職務を遂行できるよう、職員に対し、人権教育・啓発推進講座を実施します。

No.107 子どもの進路保障への取り組み

学校や地域と連携を図りながら、進学や就職における差別の解消と、自らの力で進路を切り開き、たくましく生きる力を持った人づくりに取り組みます。

No.108 企業等との連携強化

企業等に対して、職場内の人権意識の高揚とその環境づくりを積極的に行い、真に人権が尊重される社会をめざします。



◆まちづくり指標

まちづくり指標	現況(H22)	目標(H28)
子どもたちの「人権・同和問題学習」への参加人数	15人	↗

用語解説

〔個別関連計画〕香南市人権教育・啓発推進基本計画

31 男女共同参画社会の推進

◆現状と課題

市民の意識調査において、学校教育では平等の意識が高いものの、家庭や職場生活および社会通念・習慣・しきたりにおいては、依然として男性優遇の意識が高い状況にあります。

「香南市男女共同参画基本計画」に基づき、男女が互いにその人権を尊重し、責任を持ち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することのできる「男女共同参画社会」の形成に向け、取り組みます。

◆施策の体系

男女共同参画社会の推進

男女共同参画社会実現のための意識改革の推進

男女が互いの性を尊重する人権意識の確立

あらゆる分野への男女共同参画の機会の確保

家庭生活とその他の活動との両立の支援

生涯を通じた社会参画のための環境の整備

◆主な施策

No.109 男女共同参画社会実現のための意識改革の推進

【男女共同参画の視点に立った広報・啓発活動の推進】

広報誌やホームページ、講演会など、多様な媒体を通じた広報・啓発活動を推進します。

また、市刊行物^{*83}における男女共同参画の視点に立った表現の普及を行います。

【男女共同参画を推進する教育・学習の充実】

家庭・学校等における、男女共同参画を推進する教育・学習を充実します。

また、男女共同参画を阻害^{*84}する慣行^{*85}の見直し・改善を行います。

さらに、メディアにおける人権・男女共同参画を踏まえた表現に不適切なものがあつた場合、必要に応じて改善を要請します。

No.110 男女が互いの性を尊重する人権意識の確立

【男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みの推進】

男女間の暴力根絶^{*86}に向けた取り組みの推進と、ストーカー^{*87}やセクシュアルハラスメント^{*88}の防止対策を推進します。

また、暴力や人権侵害に関する相談体制の充実を図ります。

さらに、ドメスティックバイオレンス^{*89}被害者の保護および自立支援を推進します。

【性と生殖に関する知識の普及と健康支援】

専門職による性教育や相談機能の強化など、思春期および生涯を通じた保健対策の充実に努めます。

また、妊娠・出産等に関する相談・指導など、母子保健サービスの充実を図ります。

用語解説

^{*83} 市刊行物…市の印刷した文書や書類など。

^{*84} 阻害…さまたげること。邪魔すること。

^{*85} 慣行…古くからの習わしとして行われていること。ふだん、習慣として行うこと。

^{*86} 根絶…根本までなくしてしまい、再び起こらないようにすること。根絶やし。

^{*87} ストーカー…特定の他者に対してしつこくつきまとう人。

^{*88} セクシュアルハラスメント…日本語で「性的嫌がらせ」という意味で用いられる言葉。

^{*89} ドメスティックバイオレンス(DV)…同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力。近年ではDVの概念は同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す。

No.111 あらゆる分野への男女共同参画の機会の確保

【地域社会における男女共同参画の推進】

ボランティア活動や自治会など、地域活動への支援を行い、男女の地域社会活動への参画*90を促進します。

また、自主防災組織への女性の参画など、防災活動分野の女性参加を促進します。



【政策・方針決定過程への女性の参画促進】

市の審議会等における女性委員の積極的登用*91促進および行政への参画機会の拡大や、各種団体等における方針決定過程への、女性の参画を促進します。

また、女性の能力向上のための研修機会の充実など、指導的人材の育成を行います。

No.112 家庭生活とその他の活動との両立の支援

【子育て・介護支援の充実】

多様なニーズに対応した保育サービスや、放課後児童対策など、地域における子育てサービスの充実を図ります。

また、介護保険サービスならびに障害福祉サービスの充実を図ります。

【家庭生活における男女共同参画の推進】

家庭の日*92や男性の子育て、介護への参画など、家庭生活におけるパートナーシップ*93についての啓発活動を行います。

また、男女ともに家事能力の向上のために、カップルや男性の料理教室を開催します。

【就業における環境整備の促進】

労働に関する法律や制度の周知など、職場環境整備についての意識啓発を推進します。

また、女性への再就職や起業に関する情報提供や支援を行います。

No.113 生涯を通じた社会参画のための環境整備

高齢者の生きがい対策や、ひとり親家庭・障害者への自立支援対策の充実を図ります。

また、生涯を通じた男女の健康保持・増進に努めます。

◆まちづくり指標

まちづくり指標	現況(H22)	目標(H28)
男女共同参画講座等への参加者数	308人	↗
地方自治法に基づく審議会等の女性登用率	23.7%	30.0%
香南市役所一般行政職の女性管理職比率	6.9%	30.0%

用語解説

*90 参画…事業・政策などの計画に加わること。

*91 登用…人を官職などにとりたてること。

*92 家庭の日(毎月第3日曜日)…家族みんなが顔をそろえ、子どもたちの健やかな成長を願う日のこと。「家庭の日」運動は、1955年(昭和30年)に鹿児島県の鶴田町で生まれ、その後、昭和41年5月の青少年育成国民会議の発足と同時に、この運動を国民運動として、全国へと急速に広がった。

*93 パートナーシップ…協力関係、共同、提携。

第6章 楽しくにぎやかに交流するまちづくり

施策大綱 32 楽しい地域間・世代間交流の推進

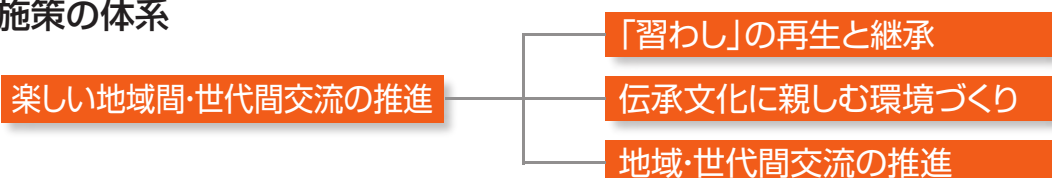
◆現状と課題

生活スタイルや価値観の多様化により、個人主義傾向がますます強くなり、集落を共同体として考える意識が薄くなってきています。

また、地域の伝承文化・芸能において、過疎化や高齢化により継承者が、年々減少しています。地域の伝承文化・芸能はそれぞれの集落の財産であることを認識し、各集落が協力連携して継承者を育成することが必要になっています。

そのため、地域間や世代間の交流を推進し、新しいまちの一体化と良好な地域コミュニケーションの形成を図るために、地域間交流や世代間交流を促進する必要があります。

◆施策の体系



◆主な施策

No.114 「習わし」の再生と継承

地域や集落の中に残る生活習慣や風俗の意味と内容を子どもたちに伝えるとともに、これらを再生し、未来につなげる取り組みを支援することで、暮らしの中に日常的な隣近所や身近な地域とのコミュニケーションなど、生活文化の交流機会を増やします。

No.115 伝承文化に親しむ環境づくり

地域に伝わる伝説・昔話・年中行事、民俗芸能、郷土料理などの伝承文化を子ども会活動や生涯学習活動、学校行事などで活用する取り組みを支援します。

また、伝承文化の担い手となる人材育成を図るとともに、発表の場を提供するなど、伝承文化を通じたさまざまな交流の機会をつくります。

さらに、各地域で継承され育まれてきた祭りや特色あるイベントを、新しいまちの財産としていくため、開催団体の支援やPR活動を推進します。

No.116 地域・世代間交流の推進

生涯学習や生涯スポーツの場を活用し、地域間の交流や三世代交流など幅広い世代の相互交流を推進します。

◇地域の団体が行っている交流事業

協議会	西川元旦マラソン、無人島長平まつり 山南夕涼み会、徳王子夏祭り、舞川運動会 山北ピッタリマラソン大会、みどり野夏祭り
自治会	もちつき、親子・男の料理教室、花見 夏祭り、運動会、秋祭り、健康体操教室 クリスマス会、凧づくり
その他	運動会、芸能大会、文化祭、敬老会 凧揚げ大会、香南ふれあい祭り JAふれあい祭り、佐古祭り



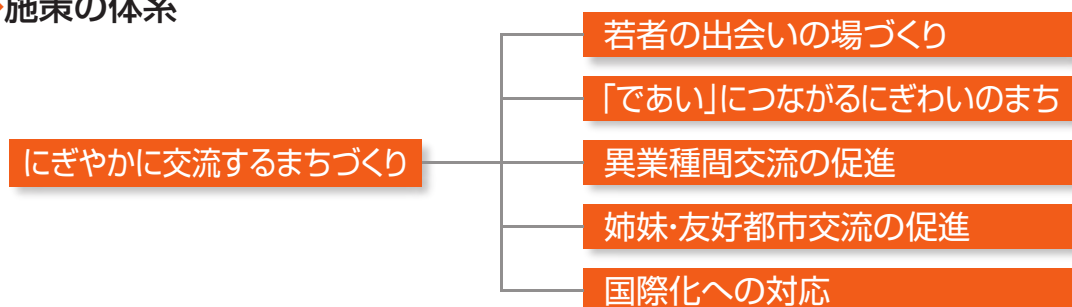
施策大綱 33 にぎやかに交流するまちづくり

◆現状と課題

土佐赤岡どろめ祭りや土佐赤岡絵金祭り、香南市みなこい港まつりなどのイベント、香南市手結盆踊りや山北棒踊りなどの伝統行事、冬の夏祭りなどの商店街でのイベントは、地域の個性として全国に発信されており、地域外や県外からの来訪者も多く、地域の活性化やにぎわいをもたらしています。

そのような中で、地域外・県外だけでなく国際化に向けた市民の幅広い国際感覚の醸成を促進するなど、さまざまな交流による新たな「であい」を発見し、香南市全体の活性化と魅力の向上につなげていく必要があります。

◆施策の体系



◆主な施策

No.117 若者の出会いの場づくり

商工会や観光協会、各種団体などと連携し、若者の出会いの機会となる交流事業を支援します。

No.118 「であい」につながるにぎわいのまち

冬の夏祭りなどのように、地域が働きかけて行うイベントや、スポーツ大会などのように、人が人を呼び、地域住民とそこを訪れた人たちとの交流から、新たな地域の文化と個性を創造する取り組みを支援します。

また、まちのにぎわいにつながる市民の主体的で創造的な活動を誘発していくため、多様な市民の交流を促進し、人と人が出会う機会づくりに努めます。



No.119 異業種間交流の促進

農業、漁業、商工業、サービス業の従事者や経営者など、さまざまな職種の異業種間交流を支援することにより、地域の一体感を育むとともに、職業能力の開発や新たなビジネスチャンスの展開を促進します。

No.120 姉妹・友好都市^{*94}交流の促進

姉妹都市提携を行っている沖縄県八重瀬町(やえせちょう)との児童生徒の教育交流や地場産品の普及などを図る産業交流を促進します。

また、防災応援協定を結んでいる友好都市の岡山県鏡野町(かがみのちょう)や福島県鏡石町(かがみいしまち)との交流を推進します。

さらには、産業や文化などさまざまな分野の民間交流を促進し、地域間の交流をさらに深める活動を支援します。

No.121 国際化への対応

学校教育では、小学校低学年より外国語指導助手などによる外国語の学習や交流活動の実施、また、生涯学習の場においては、留学生や在住の外国人講師によるそれぞれの国の語学教室や文化教室および講演会の開催などにより、国際感覚を持つ人材育成を図ります。

◇さまざまな交流を目的とした事業

赤 岡	土佐赤岡どろめ祭り、土佐赤岡絵金祭り、冬の夏祭り
香我美	かがみ花フェスタ、城山公園懸崖菊、山北みかん健康マラソン
野 市	旧正風揚げ大会、きらら桜まつり、あじさい祭り、物部川川祭り 物部川ウォーキング、香南市美術展覧会
夜 須	アカシアの花まつり、マリンフェスティバルYASU、香南市手結盆踊り ヤ・シの秋まつり、山海交流市場
吉 川	香南市みなこい港まつり

用語解説

^{*94} 姉妹・友好都市…姉妹都市は市民の文化交流や親善を目的とする都市間の結びつき。友好都市や親善都市も同じ意味。国によっては「姉妹都市」という呼び方ではどちらが姉でどちらが妹か、上位を争う議論になりかねないことから、代わりに「友好都市」という表現が使用されることもある。

第7章 自律した協働のまちづくり

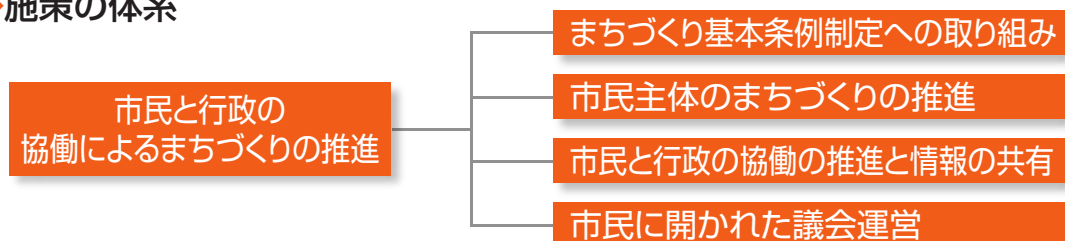
施策大綱 34 市民と行政の協働によるまちづくりの推進

◆現状と課題

地方分権の推進により、地方自治体は自己決定・自己責任の原則にのっとり、簡素で効率的な行政運営に取り組み、地域特性に応じたまちづくりを進めていかなければなりません。そのためには、市民の要望や地域の実情を適切に施策に反映していくことが求められます。しかし、従来の行政主導のまちづくりでは限界があり、「市民主導、行政支援」によるまちづくりへの転換が求められています。

そのため、市政におけるあらゆる場面において、市民の意見を反映させる参加機会を創出するとともに、市民主体のまちづくりを、市民と行政との協働により進める必要があります。

◆施策の体系



◆主な施策

No.122 まちづくり基本条例制定への取り組み

まちづくり基本条例は、市民自治の基本理念^{*95}や自治体経営の基本原則に基づき、市民・行政・議会が協働でまちづくりを推進することを目的としています。この条例の制定に向けた取り組みを、市民参画により実施しています。

No.123 市民主体のまちづくりの推進

まちづくりに対する市民意識の向上を目的とした学習機会を計画するなど、まちづくりにかわる人材の育成を図り、市民・地域の知恵と力を活かした市民主体のまちづくりを推進します。

また、まちづくりの主導的役割を担う多様な人材やボランティア団体等の育成・支援を図ります。

No.124 市民と行政の協働の推進と情報の共有

まちづくりにおいて、市民と行政と一緒に考え、取り組むため、以下の体制づくりを推進します。

- ①行政と地域で活動する団体など、共同事業の実施
- ②地域の活動団体などが実施する、先進的な公益^{*96}的事業についての支援
- ③行政の施策事業について、地域審議会や各種委員会・団体での意見聴取

また、情報公開を推進するとともに、市民との情報共有を図り、審議会などへの委員の公募や市民アンケート、各地域での市政懇談会開催など、市民と行政のコミュニケーションを図ります。

用語解説

^{*95} 理念…ある物事についての、こうあるべきだという根本の考え。

^{*96} 公益…公共の利益。

No.125 市民に開かれた議会運営

市民が議会に参加しやすいように、傍聴*97席のバリアフリー化を進めます。
また、議会審議の内容を広く共有するため、市民向けの広報手段の充実を図ります。

◆まちづくり指標

まちづくり指標	現況(H22)	目標(H28)
まちづくり基本条例の制定	—	平成25年度中に原案作成
各地区代表者会の定期的開催	香我美・夜須・吉川で実施	未実施地区で開催

用語解説

*97 傍聴…会議・討論など許可を受けて、その傍らで静かに聴くこと。

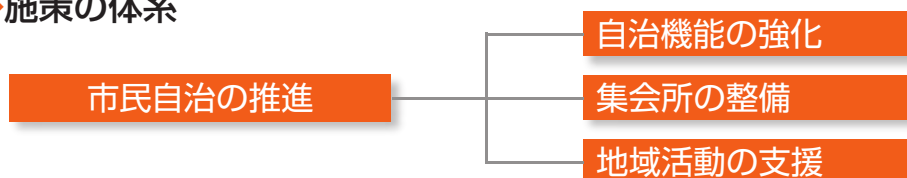
施策大綱 35 市民自治の推進

◆現状と課題

中山間地域においては、過疎や高齢化、また、市街地においても空洞化、核家族化などにより、市民にとって最も身近な集落・地区のコミュニティの状況が大きく変化し、地域の連帯感や協調性が希薄になり、自治機能の低下が危ぶまれています。

このため、町内会、自治組織等の地域単位でのコミュニティ意識の醸成を図るとともに、地区活動への参加を促進し、自治機能の強化を図る必要があります。

◆施策の体系



◆主な施策

No.126 自治機能の強化

互いに助け支え合う地域社会の実現や、地域の生活課題を共に解決できる自治意識の高揚を図るため、地区担当職員の養成を行い、住民と共に地域の課題や交流活動に取り組みます。

No.127 集会所の整備

集会所や公民館は、日常的に地域の住民が集い交流する場として利用され、地域活動の拠点となっています。こうした集会所や公民館での活動や建物の機能が損なわれないよう、整備・改修を行います。

No.128 地域活動の支援

子どもの健全育成や高齢者・障害者の生活支援、防災・防犯対策、環境美化、健康づくりなど多様化する地域の生活課題に密着した地域活動が行えるよう、自治会や協議会等に補助金等を交付し、活動の支援に努めます。

◆まちづくり指標

まちづくり指標		現況(H22)	目標(H28)
組織の設立数(組織率)	自治会	47組織(52.2%)	64組織(70%以上)
	協議会	7組織(36.8%)	11組織(60%以上)
地区担当職員養成研修の参加率		—	100.0%



安心して暮らせる中山間地域への対策

◆現状と課題

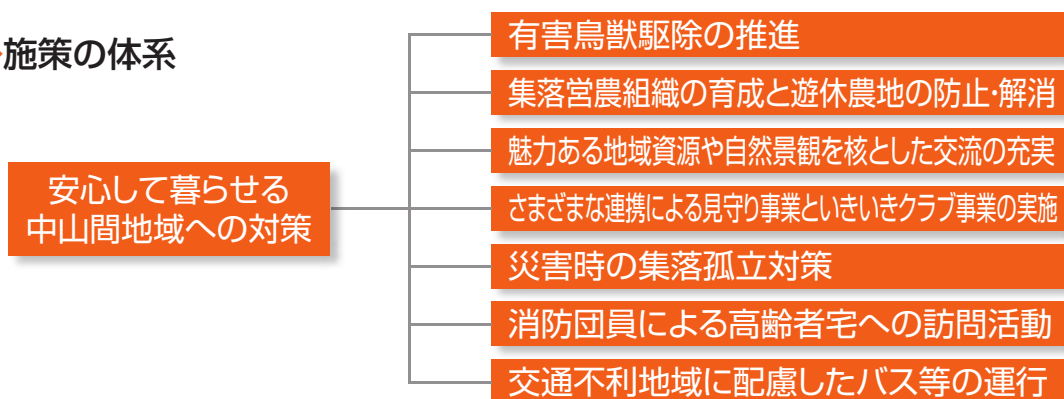
私たち市民の暮らしは、広がる山々の自然や、そこで営まれる農業の多面的機能^{*98}によって守られ、助けられています。

急速に進む過疎化・高齢化は、遊休農地の増加、有害鳥獣の被害など、多くの問題を引き起こしています。

また、隣近所での助け合いや見守り、日常生活に欠かせない移動手段の確保が難しくなるなど、多くの課題があります。

そのため、これらの地域における不便さへの対策や、資源・自然景観を魅力とした地域活力につながる対策への取り組みが必要です。

◆施策の体系



◆主な施策

No.129 有害鳥獣駆除の推進

山が荒れることにより増える有害鳥獣被害を減らしていくために、有害鳥獣対策の指導および防護柵の設置等により、地域での被害防止を推進していきます。

また、狩猟免許取得費用の補助など、駆除従事者の担い手を育成します。

No.130 集落営農組織の育成と遊休農地の防止・解消

集落ぐるみでの共同栽培や、農作業の実施・受委託、農機具の共同購入・使用を行うために、集落営農組織を育成し、「中山間地域等直接支払制度」などを活用していきます。

また、農家の所得向上のために、地域ならではの有望品目を調査研究し、導入することにより、遊休農地の防止・解消を図っていきます。

No.131 魅力ある地域資源や自然景観を核とした交流の充実

舞川キャンプ場や羽尾大釜荘は、交流の場として、香南市内外から来客があります。しかし、継続した集客を行うため、地域住民・組織と連携しながら運営体制の見直しを行い、キャンプ、川遊びや釣り体験、ウォーキングなどの交流活動の充実を図ります。

また、Iターン^{*99}・Uターン^{*100}希望者には、情報提供を行いながら、定住人口の確保に努めます。

No.132 さまざまな連携による見守り事業といきいきクラブ事業の実施

中山間地域でのいきいきクラブ事業への支援員参加や、独居や高齢世帯に対して、相談や見守り訪問を行っています。

また、必要な介護サービスが十分受けられ、安心して暮らしていけるよう、中山間地域への介護サービスを提供する事業所に対して、助成制度を活用し支援を行います。

用語解説

^{*98} 農業の多面的機能…水田は雨水を一時的に貯蓄し、洪水や土砂崩れを防いだり、多様な生きものを育み、また、美しい農村の風景は、私たちの心を和ませてくれるなど大きな役割を果たしている。そのめぐみは、都市住民を含めて国民全体に及ぶ。

^{*99} Iターン…都市部に居住していた人が、地方部に定住すること。

^{*100} Uターン…地方部に居住していた人が、就職等により都市部に定住し、再び元の地方部に戻って定住すること。

No.133 災害時の集落孤立対策

地震や風水害による災害が発生し、集落が孤立した場合に備え、地域と行政が連絡を取り合えるデジタル防災行政無線および衛星携帯電話等の整備を図ります。

また、孤立が予想される地域への傷病者および支援物資の輸送手段を確保します。

No.134 消防団員による高齢者宅への訪問活動

各地域の消防団員が高齢者宅等を訪問し、安全で快適な生活環境を築くことを目的とし、防火指導や消火器の取り扱い指導等を行い、防災意識の普及啓発を推進します。

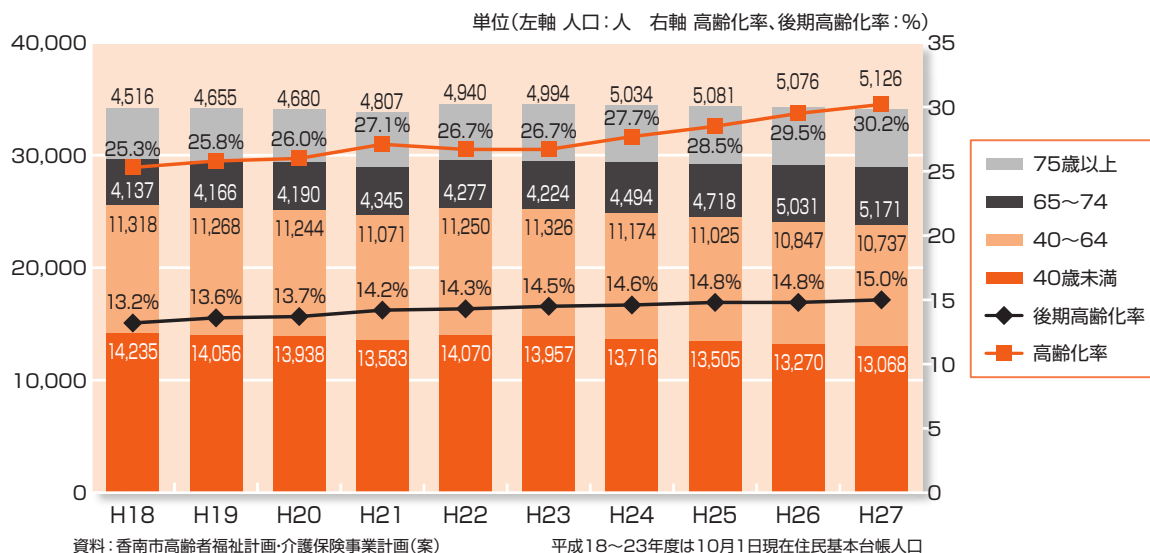
また、家庭内で身近に起こる災害に対処できるよう、指導・支援を行います。



No.135 交通不利地域に配慮したバス等の運行

交通弱者の移動手段を確保するために、公共交通機関のない地域を対象とした支援を行っています。

◇人口の推移・推計および高齢化率^{*101}と後期高齢化率^{*102}



◇高齢化率50%以上の集落年齢別人口(中山間地域)

単位(人口:人 高齢化率:%)

	香我美町									夜須町	
	下組	上組	末延	末清	正延	別役	奥西川	撫川	舞川	国光上	羽尾
40歳未満	15	6	6	3	3	6	0	0	0	0	1
40~64	22	12	9	6	9	9	2	0	1	4	6
65~74	21	8	5	2	7	4	0	0	1	11	4
75歳以上	21	21	16	7	10	16	12	3	8	12	10
合 計	79	47	36	18	29	35	14	3	10	27	21
高齢化率	53.2	61.7	58.3	50.0	58.6	57.1	85.7	100.0	90.0	85.2	66.7

平成23年12月31日現在住民基本台帳人口

用語解説

*101 高齢化率…65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。

*102 後期高齢化率…75歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。

健全で行財政効率の高いまちの運営

◆現状と課題

多様化、複雑化する市民の行政に対するニーズに対応し、厳しい行政事情とのバランスをとりながら、効率的で安定的な行政運営や公共サービスの提供が求められています。

このため、限られた財源をより効果的に執行^{*103}し、将来にわたって持続可能な財政運営を行うため、中長期的な見通しを立て、事業の重点化を図りながら施策推進を行う必要があります。

◆施策の体系



◆主な施策

No.136 明確な目標設定と評価に基づく行政運営

人事評価制度^{*104}導入により、組織(課)および個人の業務目標を設定し、定期的に業務の進捗^{*105}や個人意欲を評価しながら行政運営に取り組みます。

また、行政に経営の改革手法として、行政評価制度^{*106}を導入し、職員の意識改革、業務のスリム化を行います。

No.137 行財政健全化の推進

電算システムの共同利用およびクラウド^{*107}化を推進し、市民サービスの充実と経費削減を図るとともに、遊休財産の処分を進めるなど、公有財産の管理、縮減を図ります。

また、行政事務の外部委託や廃止・統合などを含め、事務事業の見直しを進め経常経費^{*108}の削減を図ります。

さらには、中長期の財政計画^{*109}を策定することにより財政の健全化と効果的な事業投資などによる効率的な財政運営を推進します。

No.138 監査による行財政運営の検証

決算審査や行政監査を含む監査業務により行財政を検証し、その結果を担当課へフィードバックして、必要な点については改善を求めます。



用語解説

^{*103} 執行…とりおこなうこと。実際に行うこと。

^{*104} 人事評価制度…職員がそれぞれに合った業務の目標を定め、定期的に業務の進捗状況や意欲を評価し、業務を実施すること。

^{*105} 進捗…物事がはかどること。

^{*106} 行政評価制度…担当業務の計画から評価までの循環過程を確立し、職員の意識改革、業務の効率化やスリム化を図ること。

^{*107} クラウド…クラウドコンピューティングによって提供されるサービスの総称である。クラウドコンピューティングでは、サーバーは連携し合い、クラウド(雲)と呼ばれる一つのコンピュータリソースとして捉えられる。クラウドコンピューティングを利用する側は、サーバーの管理やメンテナンスなどに気を配る必要がなくなるというメリットがある。

^{*108} 経常経費…(財政用語)毎年度継続して固定的に支出される経費(人件費・物件費・維持補修費・補助費等および公債費など)

^{*109} 中長期の財政計画…現年度から5年間の財政収支計画(中期財政計画)と、中期財政計画を基に試算した10年間の計画(長期財政計画)。毎年度、見直しを行う。

【個別関連計画】第2次香南市行政改革大綱、第2次香南市集中改革プラン、香南市中期財政計画、公債費負担適正化計画



No.139 広域行政の推進

ごみ・し尿・福祉など一部事務組合や広域連合、広域市町村圏などで運営している広域行政については、関係市町村などとの調整を行い、効果的・効率的に業務の維持・継続を図ります。

また、道路整備、消防・防災対策、自然環境の保全、観光振興などについては、今後とも高知県や近隣市町村などとの連携強化を図り、広域的な対応策を検討し、施策を推進します。

◇一部事務組合の構成団体

名 称	構成団体		
	香南市	香美市	南国市
香南斎場組合	○	○	○
香南清掃組合(ゴミ焼却施設)	○	○	○
香南香美衛生組合(し尿処理施設)	○	○	—
香南香美老人ホーム組合	○	○	—
南国・香南・香美租税債権管理機構	○	○	○

No.140 市民生活に沿った税等の収納方法の拡充

住民ニーズや導入に伴う費用、納入義務者の個人情報保護する対策等を総合的に判断しながら、コンビニ・クレジット収納など市民生活に沿った税等の収納方法の拡充に努めます。

資料編

香南市振興計画審議会条例.....	80
香南市振興計画審議会委員名簿.....	81
審議会への諮問・答申.....	82
香南市振興計画策定ワーキンググループ会議委員名簿.....	83
策定経過.....	84



▶ 香南市振興計画審議会条例 ◀

香南市振興計画審議会条例

平成18年3月1日

条例第25号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、香南市振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ香南市振興計画の策定その他その実施に関し、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 市教育委員会の委員
- (3) 市農業委員会の委員
- (4) 市の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (5) 見識を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(平成23年6月29日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成23年4月1日から適用する。

▶ 香南市振興計画委員名簿 ◀

(敬称略、50音順)

	氏 名	所 属 等
会 長	まつやま このむ 松山 好	夜須地区審議会委員(会長)
副会長	おおたに み ほ 大谷 美保	香南市教育委員
	あだち まなみ 足達 真奈美	香我美地区審議会委員
	いまい あけみ 今井 明美	赤岡地区審議会委員
	おかざき たける 岡崎 健	香南市議会議員 (教育民生常任委員会委員長)
	おかもと よしこ 岡本 嘉子	吉川地区審議会委員(会長)
	かどた とさお 門田 土佐雄	赤岡地区審議会委員(会長)
	しまむら りつぼう 島村 立法	市民代表
	たけむら のぶふみ 竹村 暢文	香南市議会議員(副議長)
	なかもと み よ 中元 美世	吉川地区審議会委員
	にしうち さおり 西内 さおり	夜須地区審議会委員
	にしむら かずひこ 西村 一彦	高知県漁業協同組合 吉川統括支所(支所長)
	にしむら ただし 西村 正	土佐香美農業協同組合(専務理事)
	ひろおかみのる 廣岡 稔	香南市農業委員
	みやぎ まさき 宮城 正樹	市民代表
	もりもと けいこ 森本 恵子	香南市議会議員 (総務常任委員会副委員長)
	や の よしひと 矢野 佳仁	香南市議会議員 (産業建設常任委員会委員)
	やまもと くにお 山本 邦雄	香我美地区審議会委員(会長)
	よしだ かず 吉田 和	香南市人権擁護委員

▶ 諮問文・答申文 ◀

諮 問 文

23香南企発第123号

平成23年12月2日

香南市振興計画審議会会長 様

香南市長 仙頭義寛

第1次香南市振興計画後期基本計画の策定について(諮問)

香南市振興計画審議会条例(平成18年3月1日条例第25号)第2条の規定に基づき、次の趣旨により第1次香南市振興計画後期基本計画を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めます。

なお、答申は平成24年2月10日までにお願いします。

(趣旨)

平成19年4月地方自治法の規定により、香南市の目指すべきまちの将来像を「美しい水と緑と風に包まれ 元気で豊かに光るまち」とした香南5町村まちづくり計画をもとに、第1次香南市振興計画が策定されました。

このたび、平成19年度から平成23年度の前期基本計画終了にともない、これらの施策について評価・検証を行い、改めて本市が目指すべき姿と今後講ずるべき施策等を明らかにし、市政に反映するため、ここに第1次香南市振興計画後期基本計画の策定について諮問いたします。

答 申 文

平成24年2月8日

香南市長 仙頭義寛 様

香南市振興計画審議会
会長 松山 好

第1次香南市振興計画後期基本計画(案)について(答申)

平成23年12月2日付け23香南企発第123号で諮問のありました第1次香南市振興計画後期基本計画について、当審議会では慎重に審議を重ね、別紙のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、計画の推進にあたっては、次の事項に配慮されるよう要請します。

1. 本計画の趣旨や内容を市民に公表するとともに、広く市民の理解と協力を求めること。
2. 市民との情報共有を図り市民の市政への参画を求めながら適切な施策の推進体制を整えること、行財政改革を進め堅実な市政運営を行うなど、時代変化に即応して計画の効果的な実現に向けた適切な対応を行うこと。
3. 計画の進行状況や成果を明らかにし、的確な施策評価などを実施して、計画の適切な進行管理を図ること。

記

別冊 第1次香南市振興計画後期基本計画(案)

▶ 香南市振興計画策定ワーキンググループ会議名簿 ◀

第1章 環境と調和のとれたまちづくり			
所 属		職 名	氏 名
学校教育課		補佐	百田幹生
環境対策課		補佐	宮田憲一
農林課	農林係	補佐兼係長	高橋真一
建設課	建設総務係	主監兼係長	澤田秀幸
企画課	自衛隊係	係長	西内孝一
生涯学習課	スポーツ振興係	主任	岡本真幸
商工水産課	水産・湾港係	主査	澤田 卓
上下水道課	下水道係	主査	平井彰洋
企画課	地域振興係	主査	田中葉生

第2章 産業の振興と多彩で魅力のある働く場づくり			
所 属		職 名	氏 名
税務課		補佐	公文信仁
農業委員会事務局		事務局次長	山本千賀
企画課	企画統計係	主監兼係長	中川美鶴恵
建設課	建設総務係	主監兼係長	澤田秀幸
商工水産課	水産・湾港係	係長	前川浩文
商工水産課	商工観光係	係長	岡本 修
高齢者介護課	介護保険係	係長	原 司
学校教育課	教育総務係	係長	小松大洋
農林課	農林係	主任	松村進一郎
商工水産課	水産・湾港係	主査	澤田 卓
商工水産課	商工観光係	主査	西岡亜希子
上下水道課	下水道係	主査	川西貴祥

第3章 いきいき健やか人に優しいまちづくり			
所 属		職 名	氏 名
高齢者介護課		介護保険係	係長 原 司
健康対策課		保健指導係	主査 尾原健敏
学校教育課		学校教育係	主査 萩野大輔
福祉事務所		社会福祉係	主査保健師 岡崎直子
健康対策課		保健指導係	主査 山嶋久代
市民保険課		国保・高齢者医療係	主事 中嶋一允
こども課		こども係	主事 竹下洋隆

第4章 安心安全で快適なまちづくり			
所 属		職 名	氏 名
消防本部		消防署長	小松利匡
福祉事務所		副所長	長野恵子
上下水道課		補佐	中田和弘
防災対策課		補佐	岡村栄一
総務課		総務係	係長 田中彰裕
財政課		管財係	主任 別役直哉
こども課		保育所係	主任 高橋優子
赤岡支所		支所長	関川昌彦
農林課		農林土木係	主監兼係長 吉村 雅
建設課		建設土木係	係長 岡崎 進

第4章 安心安全で快適なまちづくり			
所 属		職 名	氏 名
商工水産課		商工観光係	係長 岡本 修
商工水産課		水産・湾港係	係長 前川浩文
学校教育課		教育総務係	主査 下村征二
防災対策課		防災交通安全係	主査 小川哲弘
商工水産課		商工観光係	主査 野村久峰
企画課		補佐	寺内 潤
企画課		地域振興係	主査 伊藤正和
企画課		地域振興係	主査 田中葉生
上下水道課		補佐	村山 敦
住宅都計課		住宅係	係長 中澤和仁
税務課		市民税係	係長 大石久美
農業委員会事務局		主査	小串康仁

第5章 豊かな心を育むひとづくり			
所 属		職 名	氏 名
人権課		補佐	伊藤恵美子
総務課		補佐	井上由美
生涯学習課		スポーツ振興係	補佐兼係長 黒瀬隆彦
生涯学習課		補佐兼館長	山本八也
学校教育課		学校教育係	補佐兼係長 吉岡園枝
健康対策課		保健指導係	主任栄養士 村山美香
こども課		幼稚園係	主任 岩田由子
福祉事務所		社会福祉係	主査保健師 竹村和花

第6章 楽しくにぎやかに交流するまちづくり			
所 属		職 名	氏 名
企画課		補佐	寺内 潤
生涯学習課		文化振興保護係	係長 小松 誠
商工水産課		商工観光係	主任 桑島浩輔
学校教育課		学校教育係	主任 原 敬子

第7章 自律した協働のまちづくり			
所 属		職 名	氏 名
赤岡支所		支所長	関川昌彦
香我美支所		支所長	黒石真一
夜須支所		支所長	川村耕一
吉川支所		支所長	福井清仁
総務課		補佐	野嶋由慎
監査委員事務局		事務局長	澤村 健
財政課		財政係	補佐兼係長 小松靖生
会計課		会計係	補佐兼係長 山本美美代
企画課		地域振興係	係長 垣本謙二
収納課		第1係	係長 下村道雄
議会事務局		係長	尾崎新一
福祉事務所		社会福祉係	係長 門脇位明
税務課		資産税係	主任 中島貴也

※所属、職名、氏名は発令時による

▶ 第1次香南市振興計画策定経過 ◀

2011年

- 4月 1日 香南市振興計画後期基本計画原案の検討開始
- 5月24日 香南市審議会条例の一部を改正する条例可決
- 5月27日 各担当課・職員による前期基本計画検証・課題抽出
- 5月30日 香南市振興計画審議会委員決定
- 6月 6日 香南市庁議委員への説明
- 8月11日 ワーキンググループ会議開催にむけて説明会
- 9月 1日 ワーキンググループ会議全体会
- 9月 6日 ワーキンググループ会議
- 9月 8日 ワーキンググループ会議
- 9月 9日 ワーキンググループ会議
- 9月13日 ワーキンググループ会議
- 9月15日 ワーキンググループ会議
- 9月16日 ワーキンググループ会議
- 9月21日 ワーキンググループ会議
- 9月22日 ワーキンググループ会議
- 10月 ワーキンググループ会議による原案のとりまとめ
- 10月～11月 庁議委員、ワーキンググループ会議、企画課が原案を作成
- 12月 2日 香南市振興計画審議会を設置し、19人の委員を委嘱、原案を諮問
第1回香南市振興計画審議会
- 12月21日 第2回香南市振興計画審議会

2012年

- 1月17日 第3回香南市振興計画審議会
- 1月31日 第4回香南市振興計画審議会
- 2月 8日 答申(第1次香南市振興計画後期基本計画(案))
- 2月29日～3月16日 香南市役所本庁・各支所、ホームページでパブリックコメントを募集
- 4月～6月 広報「こうなんNOW」に掲載



第一次香南市振興計画 後期基本計画

発行*高知県香南市企画課
〒781-5292 高知県香南市野市町西野2706
TEL:(0887) 57-8503
FAX:(0887) 56-0576
URL:<http://www.city.kochi-konan.lg.jp/>

発行日*平成24年4月
制 作*株式会社 高知新聞総合印刷